

# 近畿地方整備局における 工事の入札・契約について

---

<https://www.kkr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouhyouka/kouji/index.html>



**近畿地方整備局**

**令和7年4月1日**

1. 総合評価落札方式
2. 総合評価落札方式の評価方法
3. 総合評価落札方式における試行タイプ
4. (参考)令和7年度からの変更点

# 1. 総合評価落札方式

---

## ■ 総合評価落札方式による入札契約方法

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月1日に施行され、公共工事の品質低下、談合等の不正行為といった社会的背景の中に応じて総合評価落札方式の適用拡大が進んだ。

### 社会背景

#### 建設市場・競争環境

- 公共投資の減少
- 価格競争の激化
- ダumping受注
- 適正施工への懸念
- 受注機会の意欲促進
- 担い手確保

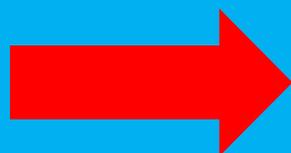
#### 不正行為

- ゼネコン汚職（H5）
- 元建設大臣受託収賄容疑（H12）
- 鋼橋談合（H17）
- 水門談合（H18）

「総合評価落札方式」とは、価格だけで評価していた落札方式（価格競争）とは違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する落札方式。

Before

価格



After

価格

+

品質

H17.4

公共工事品質確保法（品確法）施行

## 業者選定における評価例

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とすることにより、**予定価格の範囲内で価格と品質が総合的に優れた施工業者を選定**。新しい施工方法や工夫することなどの技術提案、同種工事の施工経験や工事成績等が評価の対象。

### ○評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

### ○技術評価点

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}$$

### ○入札結果

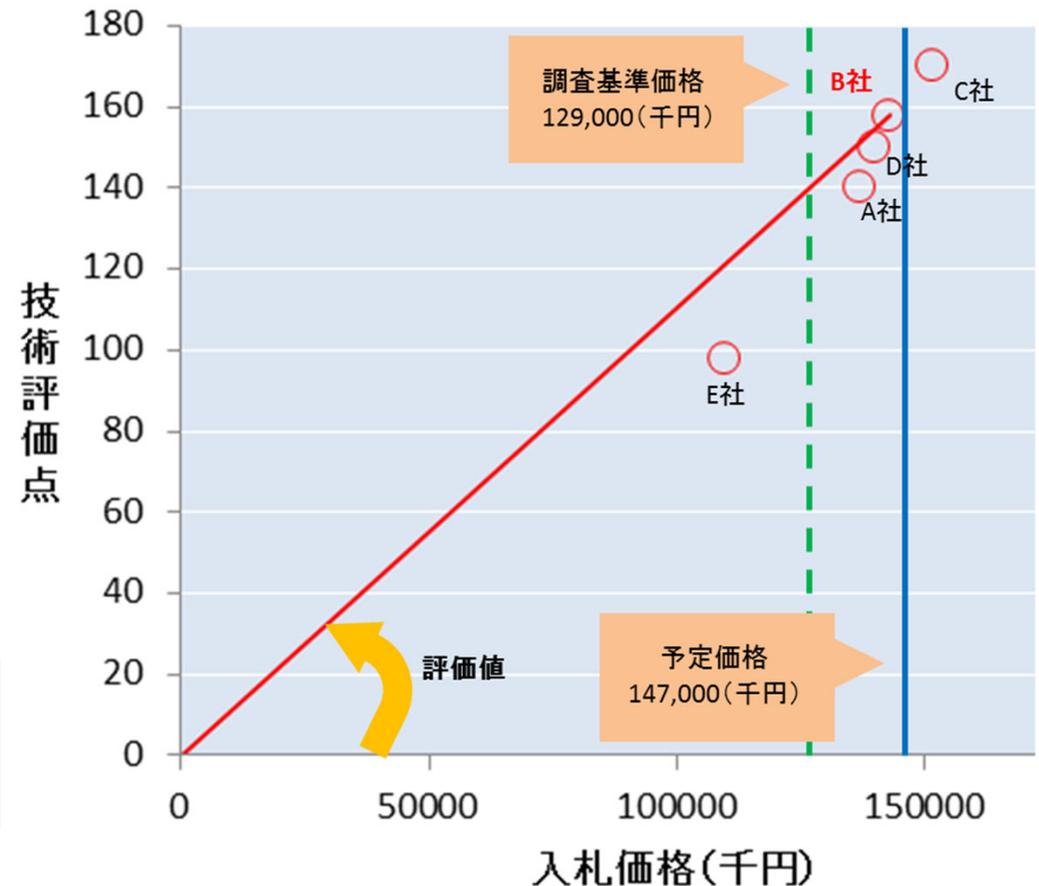
(千円)

予定価格	147,000
調査基準価格	129,000

落札者

(千円)

業者	A社	B社	C社	D社	E社
技術評価点	140	158	170	150	128
入札価格	137,000	143,000	152,000	140,000	110,000
評価値	102.19	110.49	予定価格超過	107.143	無効 (低価格入札)



## 総合評価落札方式のタイプ

国土交通省直轄工事における  
総合評価落札方式の運用ガイドラインより

品質の求め方は、企業と技術者の施工能力（実績・経験）を求めて評価する**施工能力評価型**、参加者から各工事で定めたテーマの技術提案を求めて評価する**技術提案評価型**がある。

	施工能力評価型		技術提案評価型			
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
評価方法	求めない (実績で評価)	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	点数化			
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施(技術対話)		
予定価格	標準案に基づき作成		競争参加者が比較的多くなるが見込まれる工事において活用を検討	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成	
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型	AⅢ型	AⅡ型	AⅠ型

## ■ 施工能力評価型の評価方法

施工能力評価型は企業と技術者の施工能力（実績・経験）を求めて評価する。

### ○ 評価方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

### ○ 主な評価点

#### 1. 標準点 【100点】

発注者が示す最低限の要求要件を満たす場合に付与

#### 2. 加算点 【最大43.5点】

〈企業の施工能力等〉 (25点)

企業における施工実績や工事成績、表彰等の評価

〈技術者の能力等〉 (15点)

技術者における施工経験や工事成績、表彰等の評価

〈賃上げの実施を表明した企業等〉 (3点)

賃上げの実施を表明した企業を評価

〈ワークライフバランス関連認定制度で認定された企業等〉 (0.5点※4)

認定を受けた企業を評価

#### 3. 施工体制評価点 【30点】

入札説明書等に記載された要件を実現できる場合に付与

### ○ 評価項目と評価項目別配点

分類	評価項目	配点			
施工能力等	同種性の高い施工実績	4	最大25  I-CON 活用工事 の場合でも 最大25点		
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4			
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	最大3			
	有用な新技術の活用	最大1(2)			
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》			
	現場従事技能者の配置	最大3(-)			
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰				
	ISO9000シリーズ認証取得	- (1)			
	地域内工事の実績	3			
	災害協定の締結	- (1)			
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1			
	災害活動に対する表彰	最大2			
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3			
	自由枠	最大2			
	配置の予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験 同種性の高い施工経験 同種工事の経験についての工事成績評定 技術者表彰 継続学習制度(CPD) 《舗装施工管理技術者資格》		3 3 5 2 2 《2》	最大15  AS舗装工事 の場合でも 最大15点

※1：企業の施工能力欄の（ ）内は、現場従事技能者の対象工種がない場合

※2：企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載

※3：配置予定技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5※4

※4 一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級の場合：1点、それ以外の場合：0.5点

事項	二段階で評価
①工事施工上の留意点	可/不可
②留意点に対する検討事項及びその理由	

## 技術提案評価型の評価方法

技術提案評価型は参加者から各工事毎に定めたテーマの技術提案を求めて評価する。

### ○評価方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

### ○評価項目と評価項目別配点例

分類	項目	指定テーマ	評価基準	配点	総合評価落札方式		
					加算点	加算点の評価方法	ペナルティー
技術提案に係る項目	工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	1. 終点側坑口部D3区間の一次支保における施工上の工夫とその効果	技術提案(様式4-1)の注意事項を参照	40	60	指定テーマの得点(素点)の合計点を技術評価点とする。	受注者の責により履行義務を負う技術提案が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。
		2. 終点側坑口部D3区間のインバートコンクリートの品質確保のための施工上の工夫とその効果	技術提案(様式4-1)の注意事項を参照	20			

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	4

評価項目	配点
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	1※

※一般土木・建築工事の場合1点、それ以外の場合0.5点

### ○テーマ設定例

切土法面の安定性の確保のための施工方法の工夫とその効果

・掘削後の地山劣化が進みやすいと想定される箇所において切土工事を行うにあたり、「法面の長期的な安定性の確保」及び「施工時の安全対策」に留意した施工方法に着目し、4つ程度の提案を求める。

- 例1) 法面浸食対策に関する工夫
- 例2) 法面の安定性向上に関する工夫
- 例3) 施工中の監視・観測に関する工夫
- 例4) 上記(i)～(iv)の視点以外で法面の安定性を向上させる工夫

## 技術提案評価型(SⅢ型)の評価方法

技術提案評価型（SⅢ型）は施工能力と簡易な技術提案を求めて評価する。対象工事は、本官工事（一般土木B等級）のうち、比較的難易度の高い工事（難易度Ⅲ以上）。

加算点 = 施工能力（企業・配置予定技術者） + 簡易な技術提案

・ 施工能力

### ○ 評価項目と評価項目別配点例

#### < 点数配分 >

- ・ 施工能力 30点
  - 企業の施工能力 15点
  - 配置予定技術者の能力 15点
- ・ 技術提案 30点

#### < 技術提案 >

##### ● 指定テーマに関する提案

- ・ 「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」で2提案を求める
- ・ 「生産性向上」及び「公共構造物の適切な維持管理」については求めない

##### ・ 技術提案

分類	評価項目	配点
施工能力等	同種性の高い施工実績	4
	国交省等発注の同種工事実績の工事成績評定	4
	表彰	最大3
	・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	
	有用な新技術の活用	1(2)
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》
	現場従事技術者の配置	最大3(0)
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	
	ISO9000シリーズ認証取得	－(1)
	地域内工事の実績	－
	災害協定の締結	－
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	－
	社会条件に配慮した工事の実績	－
	災害活動に対する表彰	－
自由枠	－	
術配	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	3
者置	同種性の高い施工経験	3
の予	同種工事の経験についての工事成績評定	5
能定	技術者表彰	2
力技	継続学習制度(CPD)	2

※企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載  
 ※企業の施工能力の欄( )内は、現場従事技術者の対象工種がない場合

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	4

評価項目	配点
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	1

分類	項目	指定テーマ	評価基準	配点	総合評価落札方式		
					加算点	加算点の評価方法	ペナルティー
技術提案に係る項目	工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	1. 鉄筋コンクリート構造物(ニューマチックケーソン基礎)のコンクリートの品質確保のための施工方法の工夫とその効果	技術提案(様式4-1)の注意事項を参照	30	30	指定テーマの得点(素点)の合計点を技術評価点とする。	受注者の責により履行義務を負う技術提案が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

## 技術提案評価型におけるオーバースペックへの対応を推進するための取組み

### オーバースペックは以下①～④の 카테고リーに分類

一覧表に整理し、工事内容に合わせて入札説明書に明示

・オーバースペックとなる提案の例(下記例は一事例であり、工事内容によっては評価の対象となる場合がある。)

#### ①設計変更で対応すべき提案

例) 工事用道路搬入路等にアスファルト舗装を敷設する提案

#### ②管理基準を厳格化する提案

例) 出来形管理、品質管理における管理頻度・管理箇所を増加、試験項目の追加、規格値の厳格化

#### ③要求水準に対して過剰な設備の設置、要員増に関する提案

例) トンネルずり置き場、仮設ヤード・進入路、吹付けプラントに高性能防音ドーム・大規模遮音壁等の設備を設置する提案

#### ④要求水準に対して過剰な材料・配合・工法・設計に関する提案

例) 鋼桁本体の塗装仕様(塗料系統・塗装回数・塗膜厚の増厚)の変更及び下地処理、下塗、中塗及び上塗りの増塗の提案

### オーバースペックに対する評価の厳格化

イ) 技術提案は1提案毎に、指定テーマに定める「工夫とその効果」について、1つの着目対象(〇〇対策等 必要最小限のもの)に限って記載すること。1提案に複数の着目対象に対する技術提案を記載した場合には、当該提案は加点対象としない。

ロ) 1つの着目対象について、同じ効果を発現するために切り離すことができない一体不可分(必要最小限)となる複数の技術を組合せてもよいが、同じ効果を発現するとは認められない複数の技術を組み合わせた提案をした場合は、その提案のすべてを評価の対象としない。但し、効果確認を目的として他の技術を組み合わせる場合は、この限りではない。

ハ) 1提案の中に指定テーマで定める提案対象の範囲(部位、区間等)以外について、提案を行った場合は、その提案のすべてを評価の対象としない。なお、加算点のないものについては履行義務を課さないものとし、結果について通知する。

ニ) 技術提案の評価は、最優良(◎)、優良(◎')、良(○)、可(○')、不可(ー)の5段階評価とする。なお、不可(ー)の提案については評価しないものとし、履行義務を課さない。

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

---

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### ■ 施工能力評価型の評価方法

施工能力評価型は企業と技術者の施工能力（実績・経験）を求めて評価する。

#### ○ 評価方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

#### ○ 技術評価点

##### 1. 標準点 【100点】

発注者が示す最低限の要求要件を満たす場合に付与



【競争参加資格】を審査

- ・企業に対する要件
- ・配置予定技術者に対する要件

##### 2. 加算点 【最大43.5点】

〈企業の施工能力等〉 (25点)

企業における施工実績や工事成績、表彰等を評価



【技術評価項目】を評価

- ・施工能力
- ・技術提案
- ・企業の賃上げの実施
- ・ワークライフバランス関連認定制度での認定

〈技術者の能力等〉 (15点)

技術者における施工経験や工事成績、表彰等を評価

〈賃上げの実施を表明した企業等〉 (3点)

賃上げの実施を表明した企業を評価

〈ワークライフバランス関連認定制度で認定された企業等〉 (0.5点)

認定を受けた企業を評価

##### 3. 施工体制評価点 【30点】

入札説明書等に記載された要件を実現できる場合に付与

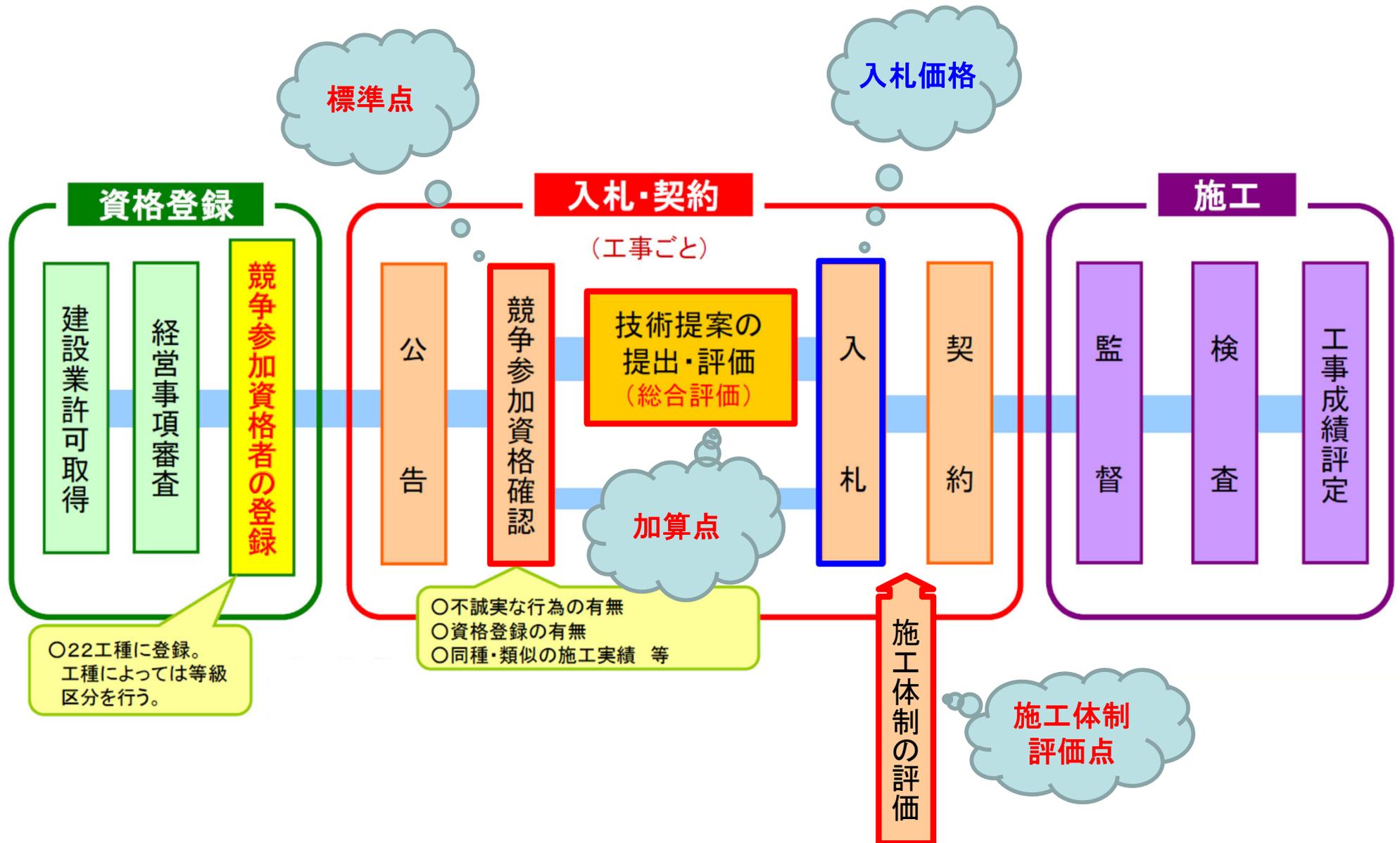


【施工体制】を審査

- ・施工体制確保の確実性
- ・品質確保の実効性

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### ■ 工事における入札・契約の流れ



# 1. 標準点

## 【競争参加資格の審査】

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

評価の例

### ■ 標準点【競争参加資格】

#### 1. 標準点 【100点】

発注者が示す最低限の要求要件を満たす場合に付与

#### 競争参加資格

##### 【企業の要件(主なもの)】

- 過去15年間に同種工事の施工実績を有すること。  
(発注機関は問わない。)
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部又は各地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)である場合、工事成績評定点が65点未満でないこと。
- 低入札工事にあっては70点未満でないこと。

##### 【配置予定技術者の要件(主なもの)】

- 過去15年間に同種工事の施工経験を有する者であること。  
(発注機関は問わない。)
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事(いずれも港湾空港関係を除く。)である場合、工事成績評定点が65点未満でないこと。
- 低入札工事にあっては65点未満でないこと。

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 競争参加資格

評価の例

#### 【企業の要件(主なもの)】

項目	競争参加資格要件
予算決算及び会計令	<ul style="list-style-type: none"> <li>予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</li> </ul>
一般競争(指名競争)参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>近畿地方整備局における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格「●●●●工事●等級」の認定を受けていること。</li> <li>会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。</li> </ul>
会社更生法	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</li> </ul>
建設業法に基づく許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法に基づく「●●工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が●●府、●●県、●●県、●●県にあること。</li> <li>上記の許可にかかる経営事項審査を受けていること。</li> <li>経常JVについては、経常JVの所在地が上記の府県内にあること。</li> </ul>

# 3. 総合評価落札方式の評価方法

## 競争参加資格

評価の例

### 【企業の要件(主なもの)】

項目	競争参加資格要件
同種工事の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>• 平成22年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記1)から3)までの要件を満たす工事(発注機関は問わない。)の施工実績を有すること。</p> <p>1) 供用中の道路におけるアスファルト舗装工(車道に限る)の施工実績。</p> <p>2) 道路における排水構造物工の施工実績。</p> <p>3) 上記1)及び2)は同一工事の実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。</p> </li> <li> <p>• 経常JVにあつては、構成員のうちの1社が上記の同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が平成22年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記4)の要件を満たす工事(発注機関は問わない。)の施工実績を有すること。</p> <p>4) 供用中の道路における交通規制を伴うアスファルト舗装工の施工実績。</p> </li> </ul>

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 競争参加資格

評価の例

#### 【企業の要件(主なもの)】

項目	競争参加資格要件
同種工事の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。</li> <li>• 事業協同組合構成員の実績は認められない。</li> <li>• 同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部又は各地方整備局発注の工事(港湾空港関係を除く。)である場合は、低入札工事以外の工事にあつては、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。また、低入札工事にあつては工事成績評定点が70点未満でないことで実績とする。</li> <li>• 申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。</li> </ul>

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 競争参加資格

評価の例

#### 【企業の要件(主なもの)】

項目	競争参加資格要件
工事成績評定の平均点	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度及び令和5年度(令和7年8月1日以降が競争参加資格確認申請書の提出期限の場合は令和5年度及び令和6年度)の全工種において、近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における各年度の工事成績評定の平均点がどちらも60点未満の場合は欠格とする。</li> </ul>
指名停止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。</li> </ul>
新たな工事への参入制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書及び資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。</li> </ul>
国土交通省発注工事等からの排除要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。</li> </ul>

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 競争参加資格

評価の例

#### 【企業の要件(主なもの)】

項目	競争参加資格要件
入札説明書等のダウンロード	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること。</li> </ul>
経常JVとしての申請書及び資料の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常JVとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない(事業協同組合についても、同様とする。)</li> </ul>

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 競争参加資格

評価の例

#### 【企業の要件(主なもの)】

項目	競争参加資格要件
設計業務等受託者との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</li> <li>• なお、上記受託者より合併・事業譲渡等により本工事に係る設計業務等に関する事業を引き継いだ者は、上記受託者と同等とみなすものとする。</li> <li>• 当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者である。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)資本関係                   <ul style="list-style-type: none"> <li>1)子会社等と親会社等の関係にある場合</li> <li>2)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</li> </ul> </li> <li>(2)人的関係                   <ul style="list-style-type: none"> <li>1)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</li> <li>2)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</li> <li>3)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</li> </ul> </li> <li>(3)その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>1)設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合</li> <li>2)その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 競争参加資格

評価の例

#### 【企業の要件(主なもの)】

項目	競争参加資格要件
入札参加者間の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 資本関係                   <ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかに該当する二者の場合。                       <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 子会社等と親会社等の関係にある場合</li> <li>2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 人的関係                   <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合                       <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 株式会社の取締役。</li> <li>ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</li> <li>iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員</li> <li>iv) 組合の理事</li> <li>v) その他業務を執行する者であって、i)からiv)までに掲げる者に準ずる者</li> </ul> </li> <li>2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</li> <li>3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</li> </ul> </li> <li>(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合</li> <li>2) その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 競争参加資格

評価の例

#### 【企業の要件(主なもの)】

項目	競争参加資格要件
施工計画 (提出を求める工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当該工事の施工計画の提出にあたっては、入札説明書及び図面等を参考として、適切に立案し、その内容を示した資料を提出すること。</li> <li>• 資料の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。</li> </ul>

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 競争参加資格

評価の例

#### 【配置予定技術者の要件(主なもの)】

次の基準を満たす配置予定技術者を当該工事に配置できること。ただし、請負金額が4,500万円以上の場合は専任で配置できること。

経常JVにあっては、構成員のうちの1社が基準を満たす配置予定技術者を当該工事に配置(ただし、請負金額が4,500万円以上の場合は専任で配置)できるとともに、その他の構成員も基準を満たす配置予定技術者を当該工事に配置(ただし、請負金額が4,500万円以上の場合は専任で配置)できること。

項目	競争参加資格要件
配置予定技術者の資格等	(監理技術者を配置する場合) イ. 1級土木施工管理技士 ロ. 1級建設機械施工技士 ハ. 技術士 ニ. 1級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。 (主任技術者を配置する場合) イ. 1級又は2級土木施工管理技士(種別は「土木」に限る。) ロ. 1級又は2級建設機械施工技士 ハ. 技術士 ニ. 1級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

### 競争参加資格

評価の例

#### 【配置予定技術者の要件(主なもの)】

項目	競争参加資格要件
配置予定技術者の工事経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成22年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した企業の同種工事の実績の1)から3)の要件を満たす工事(発注機関は問わない。)の経験を有する者であること。</li> <li>• 甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。</li> <li>• 明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。</li> <li>• 同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事(いずれも港湾空港関係を除く。)である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。</li> <li>• 低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。</li> <li>• 申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。</li> </ul>

### 競争参加資格

評価の例

#### 【配置予定技術者の要件(主なもの)】

項目	競争参加資格要件
監理技術者資格者証、講習修了証	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者が監理技術者として配置する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</li> </ul>
直接的かつ恒常的な雇用関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者(その他の構成員の配置予定技術者を含む)については、直接的かつ恒常的な雇用関係(申請書及び資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係)があること。</li> </ul>
在籍出向者	<ul style="list-style-type: none"> <li>在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、定められた在籍出向等の要件に適合していること。</li> <li>「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」(平成13年5月30日付け国総建第155号)</li> <li>「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成28年3月24日付け国土建第483号)</li> <li>「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(令和6年3月26日付け国不建技第291号)</li> <li>「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成28年12月19日付け国土建第357号)</li> </ul>

## 2. 加算点

## ■ 加算点【技術評価項目】

### 2. 加算点 【最大43.5点】

#### 〈企業の施工能力等〉 (25点)

企業における施工実績や工事成績、表彰等を評価

#### 〈技術者の能力等〉 (15点)

技術者における施工経験や工事成績、表彰等を評価

#### 〈賃上げの実施を表明した企業等〉 (3点)

賃上げの実施を表明した企業を評価

#### 〈ワークライフバランス関連認定制度で認定された企業等〉

(0.5点※4)

認定を受けた企業を評価

## ○ 評価項目と評価項目別配点

評価の例

分類	評価項目	配点			
施工能力等	同種性の高い施工実績	4	最大25		
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4			
	表彰	最大3			
	・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定				
	有用な新技術の活用	最大1(2)			
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》			
	現場従事技能者の配置	最大3(-)			
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰				
	ISO9000シリーズ認証取得	- (1)			
	地域内工事の実績	3			
	災害協定の締結	- (1)			
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1			
	災害活動に対する表彰	最大2			
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3			
	自由枠	最大2			
	配置予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験		3	最大15
		同種性の高い施工経験		3	
同種工事の経験についての工事成績評定		5			
技術者表彰		2			
継続学習制度(CPD)		2			
《舗装施工管理技術者資格》		《2》			

※1：企業の施工能力欄の( )内は、現場従事技能者の対象工種がない場合

※2：企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載

※3：配置予定技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5※4

※4 一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級の場合：1点、それ以外の場合：0.5点

事項	二段階で評価
①工事施工上の留意点	可/不可
②留意点に対する検討事項及びその理由	

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 技術評価項目

評価の例

### 【企業の施工能力(主なもの)】

項目	評価方法	配点																
同種性の高い施工実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種工事の実績において〇〇における〇〇の工事量が●●m<sup>3</sup>以上【①当該工事における設計規模】であれば4点、●●m<sup>3</sup>以上【①の工事量に対して50%】であれば2点</li> </ul>	4																
過去4年間の工事成績評定の平均点	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去4年間(令和2年度から令和5年度。(令和7年8月1日以降が競争参加資格確認申請書の提出期限の場合は令和3年度から令和6年度)の全工種において、近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。))に元請として完成し、引渡しが完了した国土交通省近畿地方整備局発注工事(港湾空港関係を除く。)における当該工事と同じ工事種別の工事成績評定の平均点</li> </ul> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>80点以上</td><td>4.0点</td></tr> <tr><td>79点以上80点未満</td><td>3.5点</td></tr> <tr><td>78点以上79点未満</td><td>3.0点</td></tr> <tr><td>77点以上78点未満</td><td>2.5点</td></tr> <tr><td>76点以上77点未満</td><td>2.0点</td></tr> <tr><td>75点以上76点未満</td><td>1.0点</td></tr> <tr><td>65点以上75点未満</td><td>0点</td></tr> <tr><td>65点未満</td><td>-5.0点</td></tr> </table>	80点以上	4.0点	79点以上80点未満	3.5点	78点以上79点未満	3.0点	77点以上78点未満	2.5点	76点以上77点未満	2.0点	75点以上76点未満	1.0点	65点以上75点未満	0点	65点未満	-5.0点	4
80点以上	4.0点																	
79点以上80点未満	3.5点																	
78点以上79点未満	3.0点																	
77点以上78点未満	2.5点																	
76点以上77点未満	2.0点																	
75点以上76点未満	1.0点																	
65点以上75点未満	0点																	
65点未満	-5.0点																	

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 技術評価項目

評価の例

### 【企業の施工能力(主なもの)】

項目		評価方法	配点
表彰 (認定)	優良工事等施工者表彰 ・工事請負業者 ・技術開発 ・安全対策 ・現場環境向上	局長表彰 1.5点、事務所長表彰 1点	最大 3
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰(企業)	特別優秀賞 1.5点、優秀賞 1点、入賞 0.5点	
	下請企業表彰	表彰 1点	
	近畿建設リサイクル表彰	大賞 1点、奨励賞 0.5点	
	インフラDX大賞(本省)	国土交通大臣賞1.5点、優秀賞1点	
	工事成績優秀企業認定	プラチナカード認定後1年間 1.5点 ゴールドカード認定後1年間 1点	
	インフラDX認定	認定された翌年度から3年間 1点	

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 技術評価項目

評価の例

### 【企業の施工能力(主なもの)】

項目	評価方法	配点
有用な新技術の活用	推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術 1点	最大 1(2)
ICT施工技術の活用 (i-Construction) ※施工者希望 I 型の場合	ICT施工技術を全ての施工プロセスの段階で活用する場合 2点	《2》
現場従事技能者の配置	登録基幹技能者 2点、建設マスター 2点、現代の名工 2点、技能士(特級又は1級) 1点	最大 3(-)
コンクリート構造物品質 コンテスト表彰(技能者)の 受賞者の配置	特別優秀技能者 1.5点、優秀技能者 1点、優良技能者 0.5点	

※( )内は、現場従事技能者の対象工種がない場合

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 技術評価項目

評価の例

### 【企業の施工能力(主なもの)】

項目	評価方法	配点
ISO9000シリーズの認証取得	下記①及び②に該当 1点 ①登録証が近畿地方整備局管内の本支店・営業所であること。 ②申請者と登録証の所在地が同じであること。	-(1)
地域内工事の実績	当該工事と同じ市町村内の工事 3点 当該工事と同じ府県内の工事 1.5点	3
災害協定の締結	近畿地方整備局(事務所を含む)と締結 1点 地方公共団体(府県のみ)又は他地方整備局(事務所を含む)と締結 0.5点	-(1)
建設業事業継続計画(BCP)認定	認定を受けている場合 1点	1
災害活動に対する表彰・感謝状	中央府省の大臣又は地方支分部局の局長から授与 2点 上記以外の行政機関等(事務所、特殊法人等、地方公共団体、地方道路公社、日本下水道事業団)から授与 1点	最大 2

※( )内は、現場従事技能者の対象工種がない場合

### 技術評価項目

評価の例

#### 【企業の施工能力(主なもの)】

項目	評価方法	配点
社会条件に配慮した工事の実績	履行証明書を発行した事務所と本工事の発注事務所が同じ場合は1件あたり1点 履行証明書を発行した事務所と本工事の発注事務所が別の場合は1件あたり0.5点	最大3
地域課題における独自の取り組み(自由枠) ・ICT活用工事の実績	ICT活用工事の実績がある場合 1点	最大2
地域課題における独自の取り組み(自由枠) ・現場見学会の開催実績	現場見学会の開催実績がある場合 工事毎に1点	
地域課題における独自の取り組み(自由枠) ・インターンシップ等の受け入れ実績	インターンシップ等の受け入れ実績がある場合 年度毎に1点	
競売入札妨害や建設業法違反等による減点	指名停止: 指名停止期間満了の翌日から指名停止期間の2倍の期間(但し、指名停止期間が1ヶ月未満の場合は減点の期間を1ヶ月とする) -2点 文書注意: 通知を受けた日から1ヶ月間 -1点 口頭注意: 通知を受けた日から1ヶ月間 -0.5点	—

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 技術評価項目

評価の例

### 【配置予定技術者の施工能力(主なもの)】

項目	評価方法	配点
同種工事の経験における 監理技術者等としての施 工経験	国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関係を除く)の工事 3点 国土交通省(上記以外)・他省庁(上記以外)・特殊法人等・地方公共団体(都道府県・政令市のみ)・地方道路公社・日本下水道事業団の工事 1.5点	3
同種性の高い施工経験	同種工事の経験において〇〇における〇〇の工事量が●●m <sup>3</sup> 以上【①当該工事における設計規模】であれば 3点 ●●m <sup>3</sup> 以上【①の工事量に対して50%】であれば 1.5点。	3

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 技術評価項目

### 評価の例

#### 【配置予定技術者の施工能力(主なもの)】

項目	評価方法	配点
同種工事の経験についての 工事成績評定点	専任特例2号の場合の監理技術者、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として従事した同種工事の経験の工事成績評定点 80点以上 5.0点 79点以上80点未満 4.0点 78点以上79点未満 3.0点 77点以上78点未満 2.5点 76点以上77点未満 2.0点 75点以上76点未満 1.0点 75点未満 0点	5
技術者表彰 優秀建設技術者(工事)表彰	局長表彰 1点 事務所長表彰 0.5点	2
継続学習制度(CPD)	推奨単位数以上の履修実績があれば 2点	2
舗装施工管理技術者資格 【舗装工事の場合のみ】	1級 2点、2級 1点	《2》

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 技術評価項目

評価の例

#### 【賃上げの実施】

項目	評価方法	配点
賃上げの実施を表明した企業等	<p>賃上げの実施を表明していれば 3点。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業 対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3% 以上増加させる旨、従業員に表明していること。</li> <li>・中小企業等 対前年度または前年比で給与総額を 1.5% 以上増加させる旨、従業員に表明していること。</li> </ul>	3
WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連認定制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級の場合:1点</li> <li>・それ以外の場合:0.5点</li> </ul>	1

### 3. 施工体制評価点

## 2. 総合評価落札方式の評価方法

### 施工体制

評価の例

#### 【施工体制評価点】

項目	評価方法		配点
施工体制確保の確実性	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
		その他	0
品質確保の実効性	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
		その他	0

### 3. 総合評価落札方式における試行タイプ

---

**品確法の趣旨を踏まえ、**

**担い手の確保、**

**工事の品質確保、**

**その他の諸課題に対応するため、実施している**

# 3. 総合評価落札方式における試行タイプ

## 1) 企業の参入機会促進

### 【施工能力評価型】

- ① 施工能力確認タイプ
- ② 自治体実績評価Aタイプ (R6改正)
- ③ 自治体実績評価Bタイプ (R6改正)
- ④ 自治体実績評価  
(若手・女性技術者評価型) (R7追加)
- ⑤ 地域密着防災担い手タイプ
- ⑥ 電通チャレンジタイプ
- ⑦ 機械チャレンジタイプ
- ⑧ 営繕チャレンジタイプ

### ~~【施工能力評価型・技術提案評価型】~~

- ⑨ 参加機会拡大タイプ (R7標準方式に移行)

## 2) 担い手確保

### 【施工能力評価型】

- ⑨ 若手・女性チャレンジタイプ  
監理技術者育成交代タイプ

## 3) 工事の品質確保

### 【施工能力評価型】

- ⑩ 現場従事技能者評価タイプ

### 【技術提案評価型】

- ⑪ 新技術導入促進 (Ⅱ) タイプ

## 4) 受発注者の負担軽減

### 【施工能力評価型・技術提案評価型】

- ⑫ 一括審査方式

### 【技術提案評価型】

- ⑬ 段階的選抜方式

## 5) 不調・不落対策

### 【施工能力評価型】

社会条件に配慮した工事

## 6) その他

### 【施工能力評価型】

自由枠の設定  
指定テーマ設定の試行

### 【技術提案評価型】

技術提案のオーバースペックへの対応  
指定テーマ設定の試行

# 3. 総合評価落札方式における試行タイプ

## 【施工能力評価型】

参入機会促進	担い手確保	品質確保	説明
①施工能力確認タイプ			技術点は付与せず、競争参加資格のみ審査する形式
②自治体実績評価Aタイプ ③自治体実績評価Bタイプ ④自治体実績評価型 (若手・女性技術者評価型)			実績・表彰等の評価以外の項目で評価する型式 若手または女性の技術者の現場登用を高く評価する型式
⑤地域密着防災担い手タイプ			企業の地域貢献・地域精通度を評価する型式
⑥電通 ⑦機械 ⑧営繕チャレンジタイプ			専門工事業において企業及び技術者要件を緩和した型式
	⑨若手・女性チャレンジタイプ		若手または女性の技術者の現場登用を高く評価する型式
	⑩現場従事技能者評価タイプ		企業の現場従事技能者の配置を評価する型式
負担軽減	⑫一括審査方式		複数工事を一つの技術提案で評価する型式
不調不落対策	(社会条件に配慮した工事)		社会条件に配慮した工事を完成させた企業に対してインセンティブを付与する形式

## 【技術提案評価型】

参入機会促進	担い手確保	品質確保	説明
		⑪新技術導入促進(Ⅱ)タイプ	新技術を活用する提案を評価する型式
負担軽減	⑫一括審査方式		複数工事を一つの技術提案で評価する型式
	⑬段階的選抜方式		技術提案評価により上位を絞り込み選抜する型式

# 3. 総合評価落札方式における試行タイプ

取り組み内容		開始年度	技術提案評価型 A型	技術提案評価型 S型	施工能力評価型 I型	施工能力評価型 II型	適用工事難易度	適用工事種別	備考	参照
<b>総合評価落札方式における取り組み</b>										
①	施工能力確認タイプ	R2 (改R4)				○	I～II	全工種※1	コロナ等の状況により一層の円滑な発注が必要な場合のみに限定した試行	p.43
②	自治体実績評価 Aタイプ	R5 (改R6)				○	I～II	一般土木C As舗装・維持修繕	3億4千万円未満	p.45
③	自治体実績評価 Bタイプ	R4 (改R5) (改R6)				○	I～II	一般土木C+D	2億3千万円未満	p.46
④	自治体実績評価 (若手・女性技術者評価型)	R7				○	I～II	一般土木C As舗装・維持修繕	3億4千万円未満	p.48
⑤	地域密着防災担い手タイプ	H28 (改R5)				○	I～II	一般土木C 維持修繕	3億4千万円未満	p.50
⑥	電通チャレンジタイプ (受変電設備工事)	H27				○	-	受変電設備		p.52
	電通チャレンジタイプ (通信設備工事)	H27			○		-	通信設備		p.54
	電通チャレンジタイプ (電気設備工事)	R6			○		-	電気設備	トンネル照明工事で適用	p.56
⑦	機械チャレンジタイプ	H28			○		I～II	機械設備		p.58
⑧	営繕チャレンジタイプ	H31 (改R5)				○	I～III	建築・電気設備 暖冷房衛生設備	2億3千万円未満	p.60
⑨	若手・女性チャレンジタイプ	H26 (改R3) (改R5)			○※2	○	I～III※2	全工種※1	3億4千万円未満	p.61
⑩	現場従事技能者評価タイプ	H30			○	○	I～III	全工種※1	3億4千万円未満	p.64
⑪	新技術導入促進 (II) タイプ	H30		○			-	全工種※1	本官工事	p.65
<b>入札契約手続きにおける取り組み</b>										
⑫	一括審査方式	H25 (改R5)		○	○	○		全工種※1		p.66
⑬	段階的選抜方式	H23 (改R2)		○				一般土木 建築	WTO対象工事	p.69

※1 営繕及び土木営繕を除く

※2 工事難易度Ⅲで適用する場合は鋼橋上部、PCに限り、施工能力評価型 I 型を適用

## ■ 施工能力評価型（Ⅱ型）〔①施工能力確認タイプ 1/2〕

- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、公共投資の早期執行により景気の下支えに万全を期す観点から、一層の円滑な発注および施工体制の確保を図ることが目的
- 技術点を設定せず、**基礎点、施工体制点及び賃上げ評価点を入札価格で除した評価値**で評価
- 競争参加資格有りの企業は基礎点100点、調査基準価格を下回る者は施工体制点で減点
- 競争参加資格の同種工事の施工実績は、近畿地整及び府県・政令市の実績で評価

### 対象工事

- 工事種別は、全ての工種が対象（営繕及び土木営繕を除く）
- 工事難易度は、技術的難易度が比較的低いⅠ～Ⅱの工事
- 工事の規模は、分任支出負担行為担当官発注の工事（**3億4千万円未満**）  
※発注方式は**施工能力評価型（Ⅱ型）**を適用

### 競争参加資格

- 企業の要件として、**同種工事の施工実績は近畿地方整備局及び近畿地方整備局管内の各府県・政令市の発注工事に限る。**
- 同種工事の実績の成績は、近畿地方整備局発注の工事である場合、工事成績評定点が65点未満（低入工事は70点未満）でないこと。また、各府県・政令市の工事である場合は、工事成績評定点が70点未満でないこと。
- 配置予定技術者の要件として、同種工事の施工経験は問わない。

## ■ 施工能力評価型 (Ⅱ型) [①施工能力確認タイプ 2/2]

分類	評価項目	配点	
施工能力等	同種性の高い施工実績	-	
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	-	
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	-	
	有用な新技術の活用	-	
	《ICTの活用(i-Construction)》	-	
	現場従事技能者の配置	-	
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	-	
	ISO9000シリーズ認証取得	-	
	地域内工事の実績	-	
	災害協定の締結	-	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	-	
	災害活動に対する表彰	-	
	社会条件に配慮した工事の実績	-	
	自由枠	-	
	配置の予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	-
		同種性の高い施工経験	-
同種工事の経験についての工事成績評定		-	
技術者表彰		-	
継続学習制度(CPD) 《舗装施工管理技術者資格》		-	

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5

### 競争参加資格 【基礎点】 100点

#### ○企業

- ・一般競争参加資格「○○工事○等級」
- ・建設業許可「○○工事業」の本支店営業所
- ・同種工事実績(過去15年間)

#### ○技術者

- ・監理(主任)技術者資格  
(同種工事実績は求めない)

### 技術評価 【技術点】 3.5点

#### ○賃上げの実施を表明した企業等

- WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等

### 施工体制 【施工体制点】 30点

## ■ 施工能力評価型（Ⅱ型）〔②自治体実績評価Aタイプ 1/2〕 [R6改正]

- 整備局発注工事の実績のない（少ない）地域の優良な施工業者に対し、自治体の実績等によって直轄工事への参入を可能とし、**地域社会の安全・安心の確保を担う担い手を確保**することを目的とする。
- 受注意欲の高い者を優位に評価するため、**実績・表彰等の評価以外の項目で評価を実施**。
- 新規参入者の受注機会を図るため、企業要件に「**受注工事比率**」評価を追加。

### 対象工事

- 工事種別は、一般土木工事C等級、維持修繕工事、アスファルト舗装工事
- 工事難易度は、技術的難易度が比較的低いⅠ～Ⅱの工事
- 工事規模は、3億4千万円未満の工事

### 競争参加資格

- 企業の要件として、**同種工事の施工実績は近畿地方整備局及び近畿地方整備局管内の各府県・政令市の発注工事**に限る。
- 同種工事の実績の成績は、標準と同様
- 配置予定技術者の要件として、**同種工事の施工経験は問わない**。

### 総合評価

- 技術評価点の配点は、**企業の施工能力（15点）+ 賃上げの実施を表明した企業等（1点）+ WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連の認定（0.5点）**
- 企業の施工能力として、**受注工事比率が低い企業ほど加点される**
- 配置予定技術者の能力については、評価しない

## ■ 施工能力評価型 (Ⅱ型) [③自治体実績評価Bタイプ 1/2] [R6改正]

- 整備局発注工事の実績のない(少ない)地域の優良な施工業者(一般土木C+D等級)に対し、自治体の実績等によって直轄工事への参入を可能とし、**地域社会の安全・安心の確保を担う担い手を確保**することを目的とする。
- 受注意欲の高い者を優位に評価するため、**実績・表彰等の評価以外の項目で評価を実施**。
- 新規参入者の受注機会を図るため、企業要件に「**受注工事比率**」評価を追加。

### 対象工事

- 工事種別は、一般土木工事C+D等級
- 工事難易度は、技術的難易度が比較的低いⅠ～Ⅱの工事
- 工事規模は、2億3千万円未満の工事
- 各業団体と調整の上実施

### 競争参加資格

- 企業の要件として、**同種工事の施工実績は近畿地方整備局及び近畿地方整備局管内の各府県・政令市の発注工事**に限る。
- 同種工事の実績の成績は、標準と同様
- 配置予定技術者の要件として、**同種工事の施工経験は問わない**。

### 総合評価

- 技術評価点の配点は、**企業の施工能力(15点) + 賃上げの実施を表明した企業等(1点) + WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連の認定(0.5点)**
- 企業の施工能力として、**受注工事比率が低い企業ほど加点される**
- 配置予定技術者の能力については、評価しない

# 1) 企業の参入機会(意欲)の促進を図る取り組み

## ■ 施工能力評価型 (Ⅱ型) [②③自治体実績評価A・Bタイプ 2/2]

【標準的な施工能力評価型の配点】

【自治体実績評価A・Bタイプの配点】

[R6改正]

分類	評価項目	配点
施工能力等	同種性の高い施工実績	4
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	最大3
	有用な新技術の活用	最大1(2)
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》
	現場従事技能者の配置	最大3(-)
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	-
	ISO9000シリーズ認証取得	- (1)
	地域内工事の実績	3
	災害協定の締結	- (1)
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	1
	災害活動に対する表彰	最大2
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3
	自由枠	最大2
	配置の予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験
同種性の高い施工経験		3
同種工事の経験についての工事成績評定		5
技術者表彰		2
継続学習制度(CPD) 《舗装施工管理技術者資格》		2 《2》



分類	評価項目	配点
施工能力等	同種性の高い施工実績	-
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	-
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	-
	有用な新技術の活用	最大2
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》
	現場従事技能者の配置	最大2
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	-
	ISO9000シリーズ認証取得	-
	地域内工事の実績	-
	災害協定の締結	2
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	2
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	災害活動に対する表彰	最大2
	自由枠	-
	受注工事比率	最大5
配置の予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	-
	同種性の高い施工経験	-
	同種工事の経験についての工事成績評定	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度(CPD) 《舗装施工管理技術者資格》	- 《-》

- ※1: 企業の施工能力欄の( )内は、現場従事技能者の対象工種がない場合
- ※2: 企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載
- ※3: 配置予定技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

※: 企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5※4

※4 一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級の場合:1点、それ以外の場合:0.5点

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	1
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5

### 受注工事比率

X: 過去5年間の年平均受注額(近畿地整発注に限る)  
 / 過去5年間の年平均受注額(近畿地整を除く全発注機関)  
 ※受注額とは最新の契約金額(コリンズで確認できるものに限る)

【例】 過去5年間の年平均受注額(近畿地整) 120,000  
 過去5年間の年平均受注額(近畿地整以外) 400,000  
 $X = 120,000 \div 400,000 = 0.3$   
**X = 0.3の場合 3.75点加点**

### 【別表】

X	配点
0.2未満	5.00
0.2以上0.4未満	3.75
0.4以上0.6未満	2.50
0.6以上0.8未満	1.25
0.8以上	0.00

## ■ 施工能力評価型 (Ⅱ型) [④自治体実績評価 (若手・女性技術者評価型) 1/2]

- 整備局発注工事の実績のない(少ない)地域の優良な施工業者に対し、自治体の実績等によって直轄工事への参入を可能とし、**地域社会の安全・安心の確保を担う担い手を確保**することを目的とする。また、担い手確保の裾野を広げるため、若手技術者等を配置した場合に加点をする「**自治体実績評価タイプ(若手・女性技術者評価型)**」を新設。
- 受注意欲の高い者を優位に評価するため、実績・表彰等の評価以外の項目で評価を実施。
- 新規参入者の受注機会を図るため、企業要件に「**受注工事比率**」評価を追加。
- 担い手確保推進を目的に**若手・女性技術者(監理(主任)技術者)**を配置した場合の評価を追加。

### 対象工事

- 工事種別は、一般土木工事C等級、維持修繕工事、アスファルト舗装工事
- 工事難易度は、技術的難易度が比較的低いⅠ～Ⅱの工事
- 工事規模は、3億4千万円未満の工事

### 競争参加資格

- 企業の要件として、**同種工事の施工実績は近畿地方整備局及び近畿地方整備局管内の各府県・政令市の発注工事**に限る。
- 同種工事の実績の成績は、標準と同様
- 配置予定技術者の要件として、**同種工事の施工経験は問わない**。

### 総合評価

- 技術評価点の配点は、**企業の施工能力(15点) + 賃上げの実施を表明した企業等(1点) + WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連の認定(0.5点)**
- 企業の施工能力として、**受注工事比率が低い企業ほど加点される**
- 若手(40歳以下)の監理技術者(又は主任技術者)、女性の監理技術者(又は主任技術者)を配置すると申請した場合、**5点加点**する。

※現場代理人、担当技術者の配置については加点しない。

# 1) 企業の参入機会(意欲)の促進を図る取り組み

## ■ 施工能力評価型 (Ⅱ型) [④自治体実績評価 (若手・女性技術者評価型) 2/2]

【標準的な施工能力評価型の配点】

分類	評価項目	配点
施工能力等	同種性の高い施工実績	4
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	最大3
	有用な新技術の活用	最大1(2)
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》
	現場従事技能者の配置	最大3(-)
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	
	ISO9000シリーズ認証取得	- (1)
	地域内工事の実績	3
	災害協定の締結	- (1)
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1
	災害活動に対する表彰	最大2
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3
	自由枠	最大2
	配置の予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験
同種性の高い施工経験		3
同種工事の経験についての工事成績評定		5
技術者表彰		2
継続学習制度(CPD)		2
《舗装施工管理技術者資格》	《2》	

※1: 企業の施工能力欄の( )内は、現場従事技能者の対象工種がない場合  
 ※2: 企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載  
 ※3: 配置予定技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5※4

※4 一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級の場合:1点、それ以外の場合:0.5点

【若手・女性技術者評価型の配点】

分類	評価項目	配点
施工能力等	同種性の高い施工実績	-
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	-
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	-
	有用な新技術の活用	最大2
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》
	現場従事技能者の配置	最大2
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	-
	ISO9000シリーズ認証取得	-
	地域内工事の実績	-
	災害協定の締結	2
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	2
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	災害活動に対する表彰	最大2
	自由枠	-
	<b>受注工事比率</b>	最大5
配置の予定能力技術者	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	-
	同種性の高い施工経験	-
	同種工事の経験についての工事成績評定	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度(CPD)	-
《舗装施工管理技術者資格》※当該工事の工事種別がAS舗装の場合	-	
<b>40歳以下又は女性の監理(主任)技術者を配置</b>	最大5	

※: 企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5

### 受注工事比率

X: 過去5年間の年平均受注額(近畿地整発注に限る)  
 / 過去5年間の年平均受注額(近畿地整を除く全発注機関)

※受注額とは最新の契約金額(コリンズで確認できるものに限る)

【例】 過去5年間の年平均受注額(近畿地整) 120,000 X 120,000 ÷ 400,000 = 0.3  
 過去5年間の年平均受注額(近畿地整以外) 400,000 X = 0.3の場合 3.75点加算

### 【別表】

X	配点
0.2未満	5.00
0.2以上0.4未満	3.75
0.4以上0.6未満	2.50
0.6以上0.8未満	1.25
0.8以上	0.00

## ■ 施工能力評価型（Ⅱ型） [⑤地域密着防災担い手タイプ 1/2]

- 災害発生時に迅速に活動できる地域の施工業者に対し、直轄工事への入札参加を促して安全・安心の担い手を将来にわたり確保することを目的
- 総合評価において防災に関わる取り組み体制や活動実績、災害に使用できる建設機械の保有状況を評価

### 対象工事

- 工事種別は、一般土木工事C等級又は維持修繕工事
- 工事難易度は、技術的難易度が比較的低いⅠ～Ⅱの工事
- 工事規模は、3億4千万円未満の工事

### 競争参加資格

- 企業及び配置予定技術者ともに、標準と同様

### 総合評価

- 技術評価点の配点は、企業の施工能力（25点） + 賃上げの実施を表明した企業等（2点） + WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連の認定（0.5点）
- 企業の施工能力については、地域精通度・地域貢献度に関する項目のみとし、項目として緊急時の施工体制（本店の所在地）や災害用重機保有の有無等について評価
- 配置予定技術者の能力については、評価しない

## ■ 施工能力評価型 (II型) [⑤地域密着防災担い手タイプ 2/2]

【標準的な施工能力評価型の配点】

【地域密着防災担い手タイプの配点】

分類	評価項目	配点	
施工能力等	同種性の高い施工実績	4	最大25
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4	
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	最大3	
	有用な新技術の活用	最大1(2)	
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》	
	現場従事技能者の配置	最大3(-)	
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰		
	ISO9000シリーズ認証取得	- (1)	
	地域内工事の実績	3	
	災害協定の締結	- (1)	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1	
	災害活動に対する表彰	最大2	
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3	
	自由枠	最大2	
	配置予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	
同種性の高い施工経験		3	
同種工事の経験についての工事成績評定		5	
技術者表彰		2	
継続学習制度(CPD)		2	
《舗装施工管理技術者資格》	《2》	AS舗装工事の場合でも最大15点	



分類	評価項目	配点			
施工能力等	同種性の高い施工実績	-	最大25		
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	-			
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	-			
	有用な新技術の活用	-			
	《ICTの活用(i-Construction)》	-			
	現場従事技能者の配置	-			
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	-			
	ISO9000シリーズ認証取得	-			
	緊急時の施工体制(本店の所在地) ・施工箇所の市町村に本店がある場合: 8点 ・施工箇所の市町村に隣接する市町村に本店がある場合: 4点	8			
	災害用重機保有の有無	5			
	災害協定の締結	3			
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	3			
	災害活動に対する表彰	6			
	配置予定能力技術者	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験		-	-
		同種性の高い施工経験		-	
同種工事の経験についての工事成績評定		-			
技術者表彰		-			
継続学習制度(CPD)		-			
《舗装施工管理技術者資格》	-				

※1: 企業の施工能力欄の( )内は、現場従事技能者の対象工種がない場合

※2: 企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載

※3: 配置予定技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5※4

※4 一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級の場合:1点、それ以外の場合:0.5点

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5

- 災害用重機はクレーン、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、ブルドーザを対象とし、**自社保有の場合のみ評価対象**とする。
- なお、災害用重機の保有状況の評価は、「定期自主検査記録」の写し、「特定自主検査記録」の写し又は「機器売買契約書」の写しの確認をもって行う。

## ■ 施工能力評価型（Ⅱ型）〔⑥電通チャレンジタイプ（受変電設備工事）1/2〕

- 受変電・発動発電機の工事は、直轄での発注工事が少なく、地方公共団体発注の実績で参加をしている。（市発注の病院、火葬場、庁舎等の受変電・発々設備工事）
- 地方公共団体発注工事は、成績評定点の加点の対象としていないため、総合評価の点数が低くなり、結果として参加者が少ない状態になっている。
- 成績評定での加点は行わず、施工実績や地域内工事の実績で加点を行う。

### 対象工事

- 工事種別は、受変電設備工事（受変電・発動発電機工事を予定）

### 競争参加資格

- 企業及び配置予定技術者ともに、標準と同様

### 総合評価

- 技術評価点の配点は、**企業の施工能力（25点） + 配置予定技術者の施工能力（15点） + 賃上げの実施を表明した企業等（3点） + WLB（ワーク・ライフ・バランス）関連の認定（0.5点）**
- 企業の施工能力については、**施工実績と地域内工事の実績で評価**
- 配置予定技術者の施工能力については、**同種工事の経験と施工経験で評価**



## ■ 施工能力評価型 (I型) [⑥電通チャレンジタイプ (通信設備工事) 1/2]

- 建設業法における電気通信工事の資格を持った技術者に対して**監理 (主任) 技術者としての経験を積ませる**ことを目的に試行
- 配置予定技術者について、同種工事の経験は問わない。
- 総合評価において、技術者の能力等は求めずに、企業の施工能力のみで評価。

### 対象工事

- 工事種別は、通信設備工事 (CCTV設備・情報板設備・光ケーブル敷設工事等を予定)

### 競争参加資格

- 配置予定技術者の要件として、同種工事の施工経験は問わない。

### 総合評価

- 技術評価点の配点は、**企業の施工能力 (25点) + 賃上げの実施を表明した企業等 (2点) + WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連の認定 (0.5点)**
- 企業の施工能力のうち、表彰については評価しない
- 工事成績評定による評価を『近畿地整発注工事の過去4年間の平均点』から、『競争参加資格要件として提出した工事の工事成績評定 (国交省等発注工事に限る)』に変更
- 配置予定技術者の施工能力については、評価しない

# 1) 企業の参入機会(意欲)の促進を図る取り組み

## ■ 施工能力評価型 (I型) [⑥電通チャレンジタイプ (通信設備工事) 2/2]

【標準的な施工能力評価型の配点】

分類	評価項目	配点			
施工能力等	同種性の高い施工実績	4	最大25		
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4			
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	最大3			
	有用な新技術の活用	最大1(2)			
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》			
	現場従事技能者の配置	最大3(-)			
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰				
	ISO9000シリーズ認証取得	- (1)			
	地域内工事の実績	3			
	災害協定の締結	- (1)			
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1			
	災害活動に対する表彰	最大2			
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3			
	自由枠	最大2			
	配置の予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験		3	最大15
		同種性の高い施工経験		3	
		同種工事の経験についての工事成績評定		5	
		技術者表彰		2	
継続学習制度(CPD)		2			
	《舗装施工管理技術者資格》	《2》	AS舗装工事の場合でも最大15点		

【電通チャレンジタイプ (通信設備工事) の配点】

分類	評価項目	配点			
施工能力等	同種性の高い施工実績	4	最大25		
	国交省等発注の同種工事成績の工事成績評定	4			
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	-			
	有用な新技術の活用	最大2			
	《ICTの活用(i-Construction)》	-			
	現場従事技能者の配置	最大4(0)			
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰				
	ISO9000シリーズ認証取得	1(2)			
	地域内工事の実績(発注機関不問)	3			
	災害協定の締結	1(2)			
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1(2)			
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3			
	災害活動に対する表彰	最大2			
	自由枠	最大2			
	術配置の予定能力技	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験(発注機関不問)		-	-
		同種性の高い施工経験		-	
		同種工事の経験についての工事成績評定		-	
		技術者表彰		-	
継続学習制度(CPD)		-			

- ※1: 企業の施工能力欄の( )内は、現場従事技能者の対象工種がない場合
- ※2: 企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載
- ※3: 配置予定技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5※4

※4 一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級の場合:1点、それ以外の場合:0.5点

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5

## ■ 施工能力評価型（I型）〔⑥電通チャレンジタイプ（電気設備工事） 1/2〕

- 整備局発注工事の実績のない（少ない）優良な施工業者に対し、府県・政令市以外の自治体の実績等も加点評価することで、直轄工事への参入を促し、地域社会の安全・安心の確保を担う担い手を確保することを目的とする。
- 直轄工事の実績が加点となる成績評定、表彰等の評価の項目を除外。

### 対象工事

- 工事種別は、電気設備工事 A 等級、B 等級（トンネル照明工事）（各等級区分 1～2 件程度）

### 競争参加資格

- 企業及び配置予定技術者ともに、標準と同様

### 総合評価

- 技術評価点の配点は、企業の施工能力15点、配置予定技術者の能力10点、賃上げの実施を表明した企業等2点、WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連の認定 0.5点
- 企業の施工能力については、表彰及び工事成績優秀企業認定は評価しない
- 配置予定技術者の成績評定、表彰については、評価しない

# 1) 企業の参入機会(意欲)の促進を図る取り組み

## ■ 施工能力評価型 (I型) [⑥電通チャレンジタイプ (電気設備工事) 2/2]

【標準的な施工能力評価型の配点】

【電通チャレンジタイプ (電気設備工事) の配点】

分類	評価項目	配点
施工能力等	同種性の高い施工実績	4
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	最大3
	有用な新技術の活用	最大1(2)
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》
	現場従事技能者の配置	最大3(-)
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	
	ISO9000シリーズ認証取得	- (1)
	地域内工事の実績	3
	災害協定の締結	- (1)
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1
	災害活動に対する表彰	最大2
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3
	自由枠	最大2
配置の予定 能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	3
	同種性の高い施工経験	3
	同種工事の経験についての工事成績評定	5
	技術者表彰	2
	継続学習制度(CPD) 《舗装施工管理技術者資格》	《2》

分類	評価項目	配点
施工能力等	同種性の高い施工実績	5
	国交省等発注の同種工事実績の工事成績評定	-
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	-
	有用な新技術の活用	最大2
	《ICTの活用(i-Construction)》	-
	現場従事技能者の配置	最大4
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	
	ISO9000シリーズ認証取得	-
	地域内工事の実績(発注機関不問)	4
	災害協定の締結	-
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	-
	社会条件に配慮した工事の実績	-
	災害活動に対する表彰	-
	自由枠	-
術配置の 予定 能力技	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験(発注機関不問)	4
	同種性の高い施工経験	4
	同種工事の経験についての工事成績評定	-
	技術者表彰	-
	継続学習制度(CPD)	2

- ※1: 企業の施工能力欄の( )内は、現場従事技能者の対象工種がない場合
- ※2: 企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載
- ※3: 配置予定技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5※4

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5

※4 一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級の場合:1点、それ以外の場合:0.5点

## ■ 施工能力評価型 (I型) [⑦機械チャレンジタイプ 1/2]

- 直轄での発注工事の経験がない技術者でも参加できるようにすることで、機械設備工事における競争参加者数を増やし競争性を高めること及び実務経験の少ない技術者に対して**監理(主任)技術者としての経験を積ませることを目的に試行。**

### 対象工事

- 工事種別は、機械設備工事
- 具体的な工事種類は、以下のとおり。
  - ①機械器具設置工事・・・道路排水設備、共同溝付帯設備、車両重量計・計測設備、消融雪設備
  - ②鋼構造物工事・・・河川用小形ゲート設備(扉体面積50m<sup>2</sup>未満)
- 技術的難易度が比較的低い、工事難易度がⅡ以下の工事

### 競争参加資格

- 配置予定技術者の要件として、同種工事の施工経験は問わない。

### 総合評価

- 技術評価点の配点は、**企業の施工能力(20点) + 賃上げの実施を表明した企業等(2点) + WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連の認定(0.5点)**
- 企業の施工能力については、表彰及び工事成績優秀企業認定は評価しない
- 配置予定技術者の施工能力については、評価しない

# 1) 企業の参入機会(意欲)の促進を図る取り組み

## ■ 施工能力評価型 (I型) [⑦機械チャレンジタイプ 2/2]

【標準的な施工能力評価型の配点】

分類	評価項目	配点	
施工能力等	同種性の高い施工実績	4	最大25
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評価平均点	4	
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	最大3	
	有用な新技術の活用	最大1(2)	
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》	
	現場従事技能者の配置	最大3(-)	
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰		
	ISO9000シリーズ認証取得	- (1)	
	地域内工事の実績	3	
	災害協定の締結	- (1)	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1	
	災害活動に対する表彰	最大2	
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3	
	自由枠	最大2	
	配置予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	
同種性の高い施工経験		3	
同種工事の経験についての工事成績評価		5	
技術者表彰		2	
継続学習制度(CPD)		2	
《舗装施工管理技術者資格》	《2》	AS舗装工事の場合でも最大15点	

【機械チャレンジタイプの配点】

分類	評価項目	配点			
施工能力等	同種性の高い施工実績	4	最大20		
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評価平均点	5			
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	-			
	有用な新技術の活用	1(最大2)			
	《ICTの活用(i-Construction)》	-			
	現場従事技能者の配置	最大3(0)			
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰				
	ISO9000シリーズ認証取得	1 (2)			
	地域内工事の実績	3			
	災害協定の締結	- (1)			
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1			
	災害活動に対する表彰	最大2			
	自由枠	-			
	配置予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験		-	-
		同種性の高い施工経験		-	
同種工事の経験についての工事成績評価		-			
技術者表彰		-			
継続学習制度(CPD)		-			
《舗装施工管理技術者資格》	-				

※1: 企業の施工能力欄の( )内は、現場従事技能者の対象工種がない場合

※1: 企業の施工能力欄の( )内は、現場従事技能者の対象工種がない場合

※2: 企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載

※3: 配置予定能力技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5※4

※4 一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級の場合:1点、それ以外の場合:0.5点

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5

# 1) 企業の参入機会(意欲)の促進を図る取り組み

## ■ 施工能力評価型 (Ⅱ型) [⑧ 営繕チャレンジタイプ]

- ・ 中長期的な技術者の確保・育成に配慮する。
- ・ 地方公共団体又は民間発注工事は、成績評定点の加点の対象ではないため、総合評価の点数が低い傾向にある。
- ・ 成績評定・表彰での加点は行わず、新技術の活用や現場従事技能者の配置・同種の施工実績や地域内工事の実績で加点を行う。

**競争参加資格** 企業及び配置予定技術者ともに、標準と同様

**総合評価** 技術評価点の配点は、**企業の施工能力(20点)** + **配置予定技術者の能力(10点)** + **賃上げ実績(2点)** + **WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連の認定(0.5点)**

**対象工事** 2億円3千万未満かつ難易度Ⅲ以下の工事 (建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事)から数件選定

【標準的な施工能力評価型の配点】

分類	評価項目	配点	
施工能力等	同種性の高い施工実績(過去15年)	6	
	工事成績評定(近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注の工事及び工事成績相互利用対象工事における工事成績評定の平均点(過去5年))	4	
	表彰	優良工事等施工者(過去5年)	最大 3
		コンクリート構造物品質コンテストの表彰(過去1年)	
		下請企業表彰(過去1年)	
		近畿建設リサイクル表彰(過去1年)	
		インフラDX大賞(本省)	
	有用な新技術の採用	1	
	現場従事技能者(登録基幹技能者・建設マスター・現代の名工)の配置	最大 3	
	コンクリート構造物品質コンテストの表彰(技能者)		
	※現場従事技能者の配置が無い場合は、加点対象外とする		
	地域内工事の実績(過去5年)	国交省営繕部等 3 他省庁地公体等 1.5	
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	1	
災害活動に対する表彰(過去2年)	最大 2		
自由枠	最大 2		
配置予定技術者の	同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無(過去15年)	国交省営繕部等 3 他省庁地公体等 2 その他 1	
	同種性の高い施工経験(過去15年)	3	
	同種工事の経験についての工事成績評定点(過去10年)	5	
	技術者表彰(過去5年)	最大 2	
	継続学習制度(CPD)	2	

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5※

【営繕チャレンジの配点】

分類	評価項目	配点	
施工能力等	同種性の高い施工実績(過去15年)	最大 8	
	工事成績評定(近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注の工事及び工事成績相互利用対象工事における工事成績評定の平均点(過去5年))	—	
	表彰	優良工事等施工者(過去5年)	—
		コンクリート構造物品質コンテストの表彰(過去1年)	
		下請企業表彰(過去1年)	
		近畿建設リサイクル表彰(過去1年)	
		インフラDX大賞(本省)	
	有用な新技術の採用	1	
	現場従事技能者(登録基幹技能者・建設マスター・現代の名工)の配置	最大 3	
	コンクリート構造物品質コンテストの表彰(技能者)		
	※現場従事技能者の配置が無い場合は、加点対象外とする		
	地域内工事の実績(過去5年)	6	
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	—	
災害活動に対する表彰(過去2年)	最大 2		
自由枠	—		
配置予定技術者の	同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無(過去15年)	4	
	同種性の高い施工経験(過去15年)	4	
	同種工事の経験についての工事成績評定点(過去10年)	—	
	技術者表彰(過去5年)	—	
	継続学習制度(CPD)	2	

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5

※建築工事A・B等級の場合: 1点、それ以外の場合: 0.5点

## 2) 担い手の確保を図る取り組み

### ■ 施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型） [⑨若手・女性チャレンジタイプ 1/2]

- ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する動きを踏まえ、H28年度まで試行実施した若手チャレンジ型と女性活用型を統合、**配置予定技術者に40才以下の若手技術者もしくは女性技術者を配置する場合に加点**を行う
- 入札参加しやすい環境整備として、**競争参加資格要件を緩和**（技術者要件は問わない）

#### 対象工事

- 工事種別は、全種別を対象
- 工事難易度は、技術的難易度が比較的低いⅠ～Ⅱの工事  
ただし、工事難易度Ⅲで適用する場合は、鋼橋上部、PCに限り、施工能力評価型Ⅰ型を適用
- 工事規模は、3億4千万円未満の工事

#### 競争参加資格

- 配置予定技術者の要件として、同種工事の施工経験は問わない。

#### 総合評価

- 技術評価点の配点は、**企業の施工能力(10点) + 配置予定技術者の施工能力(15点) + 賃上げの実施を表明した企業等(2点) + WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連の認定(0.5点)**
- 技術提案について、**若手もしくは女性の技術者を配置する事にあたっての企業の支援体制を評価**
- 配置予定技術者の能力について、**40歳以下の若手技術者もしくは女性技術者を配置する場合に評価**

#### 若手・女性技術者配置による加点

【15点】

- 若手技術者【40歳以下】の監理技術者（又は主任技術者）
- 女性技術者の監理技術者（又は主任技術者）

【7.5点】

- 若手技術者【40歳以下】の現場代理人
- 女性技術者の現場代理人

【0点】

- 男性技術者【41歳以上】の監理技術者（又は主任技術者）

# 2) 担い手の確保を図る取り組み

## ■ 施工能力評価型 (I型・II型) [⑨若手・女性チャレンジタイプ 2/2]

【標準的な施工能力評価型の配点】

分類	評価項目	配点	
施工能力等	同種性の高い施工実績	4	
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4	
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	最大3	
	有用な新技術の活用	最大1(2)	
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》	
	現場従事技能者の配置	最大3(-)	
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰		
	ISO9000シリーズ認証取得	- (1)	
	地域内工事の実績	3	
	災害協定の締結	- (1)	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1	
	災害活動に対する表彰	最大2	
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3	
	自由枠	最大2	
	配置予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	3
		同種性の高い施工経験	3
		同種工事の経験についての工事成績評定	5
技術者表彰		2	
継続学習制度(CPD)		2	
《舗装施工管理技術者資格》		《2》	

- ※1: 企業の施工能力欄の( )内は、現場従事技能者の対象工種がない場合
- ※2: 企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載
- ※3: 配置予定技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5※4

※4 一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級の場合:1点、それ以外の場合:0.5点

【若手・女性チャレンジタイプの配点】

分類	評価項目	配点	
施工能力等	同種性の高い施工実績	3	
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	3	
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	最大4	
	有用な新技術の活用	最大1(2)	
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》	
	現場従事技能者の配置	最大3(0)	
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰		
	ISO9000シリーズ認証取得	- (1)	
	地域内工事の実績	3	
	災害協定の締結	- (1)	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1	
	災害活動に対する表彰	最大2	
	地域自由枠	最大3	
	配置予定能力技術者の	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	3
		同種性の高い施工経験	3
		同種工事の経験についての工事成績評定	5
		技術者表彰	2
継続学習制度(CPD)		2	
《舗装施工管理技術者資格》		《2》	
	<b>40歳以下又は女性の監理(主任)技術者を配置</b>	<b>15</b>	

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	2
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5

## 2) 担い手の確保を図る取り組み

### ■ 技術提案評価型 [ 監理技術者育成交代タイプ ]

- 豊富な工事経験のある技術者（以下、「主任（監理）技術者」という。）が、入札参加資格要件で求めた同種工事を施工中に、主任（監理）技術者として経験のない技術者（以下、「育成技術者」という。）を指導・監督することで技術者の育成を図り、将来の担い手を確保する。
- なお、施工上一定の区切りとみなせる時期以降においては、主任（監理）技術者を育成技術者に交代することができる。

#### 対象工事

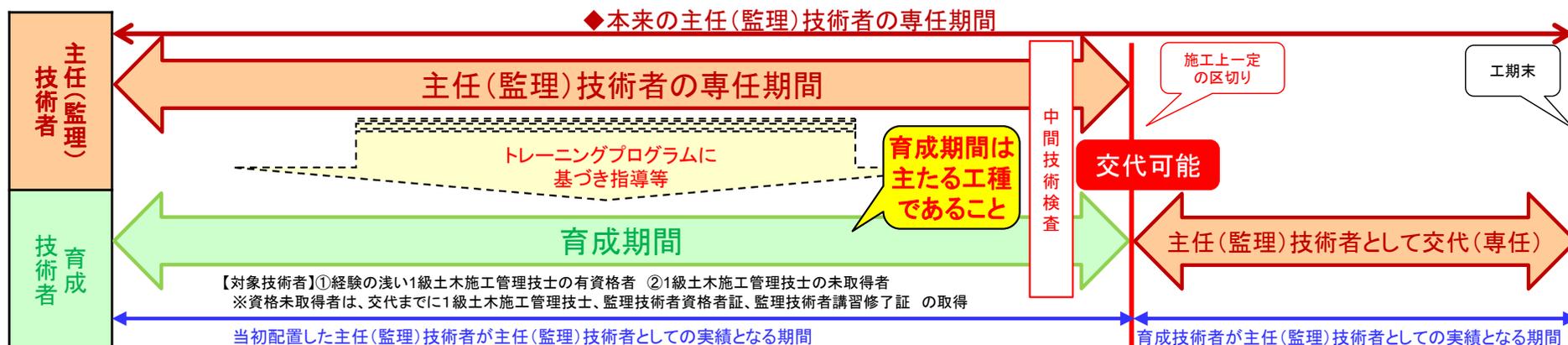
- 工事種別は、一般土木工事（WTO対象工事）

#### 育成技術者の要件

- 1級土木施工管理技士の有資格者
- 監理技術者資格証並びに  
監理技術者講習修了証の取得済み

#### 技術者交代要件

- 主任（監理）技術者の専任期間において育成技術者として当該工事に従事。（育成期間）
- 技術力を習得するために育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載。
- 育成期間は、主たる工種であること。
- 交代する前に中間技術検査を実施。



※当初配置した主任（監理）技術者と育成技術者共に、主任（監理）技術者として従事した期間は、主任（監理）技術者としての実績となる。

# 3) 工事の品質確保(向上)を図る取り組み

## ■ 施工能力評価型 (I型・II型) [⑩現場従事技能者評価タイプ]

- 登録基幹技能者等を評価する「現場従事技能者の配置」項目に高い評価を持たせることで、技能労働者の資格保有者の増加を促し、新たな技能労働者の増加を期待
- 企業の能力評価の「現場従事技能者の配置」で加点

※現場従事技能者とは、**登録基幹技能者・建設マスター・現代の名工・技能士**の資格等を受け、優秀な技能・技術を有することや、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割等を担う者

### 総合評価

【標準的な施工能力評価型の配点】

分類	評価項目	配点	備考
施工能力等	同種性の高い施工実績	4	最大25
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評価平均点	4	
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	最大3	
	有用な新技術の活用	最大1(2)	
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》	
	現場従事技能者の配置	最大3(-)	
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰		
	ISO9000シリーズ認証取得	- (1)	
	地域内工事の実績	3	
	災害協定の締結	- (1)	
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	1	
	災害活動に対する表彰	最大2	
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3	
	自由枠	最大2	
	配置の予定能力技術	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	
同種性の高い施工経験		3	
同種工事の経験についての工事成績評価		5	
技術者表彰		2	
継続学習制度(CPD)		2	
《舗装施工管理技術者資格》	《2》	AS舗装工事の場合でも最大15点	



【現場従事技能者評価タイプの配点】

分類	評価項目	配点	備考	
施工能力等	同種性の高い施工実績	-	最大25	
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評価平均点	-		
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰 ・インフラDX大賞(本省) ・工事成績優秀企業認定 ・インフラDX認定	-		
	有用な新技術の活用	-		
	《ICTの活用(i-Construction)》	-		
	現場従事技能者の配置	最大20		
	【最大4技能者×5点(1技能者あたり)※1】			
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	最大5		
	地域内工事の実績	-		
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	-		
	災害活動に対する表彰	-		
	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	3		最大15
	同種性の高い施工経験	3		
	同種工事の経験についての工事成績評価	5		
	技術者表彰	2		
継続学習制度(CPD)	2			
《舗装施工管理技術者資格》	《2》	AS舗装工事の場合でも最大15点		

○上記評価項目は施工能力評価型で現場従事技能者の対象工種がある場合

※1：登録基幹技能者、建設マスター、現代の名工の場合（技術士は2点）

※2：配置予定技術の能力欄の《》内は、AS舗装工事のみ記載

※1：企業の施工能力欄の（）内は、現場従事技能者の対象工種がない場合

※2：企業の施工能力の欄《》内は、I-CON活用工事のみ記載

※3：配置予定技術の能力欄の《》内は、AS舗装工事のみ記載

評価項目	配点
賞上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5※4

※4 一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級の場合：1点、それ以外の場合：0.5点

評価項目	配点
賞上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5

### 対象工事

- 工事規模として、3億4千万円未満の工事（各府県で1～2件程度実施）
- 工事難易度は、I～Ⅲの工事

# 3) 工事の品質確保(向上)を図る取り組み

## ■ 技術提案評価型 [⑪新技術導入促進 (Ⅱ) タイプ]

- 効率的な施工管理、安全管理等を実施することにより工事品質の向上等を推進するため、主として**実用段階に達していない新技術の開発、または要素技術の検証に関する提案**を求め、提案技術の有効性、具体性等について評価する。
- 契約後、提案に基づき施工を実施し、当該工事の品質向上等の他に公共工事に及ぼす影響等について検証

### 対象工事

工事規模は、本官工事を対象

### 【R4テーマ (一般土木)】

#### 「スマートホンやタブレットを活用した施工管理業務の変革」

#### 現状

業務変革を目的としてシステムやアプリケーション等の各種ツールが活用されつつある一方で、複数のツールが個別に存在し現場職員にとっては扱いが煩雑になっているという課題もある。現場職員が常に携帯している情報端末を有効活用して業務を高度化・効率化させるという観点が重要である。

#### 効果

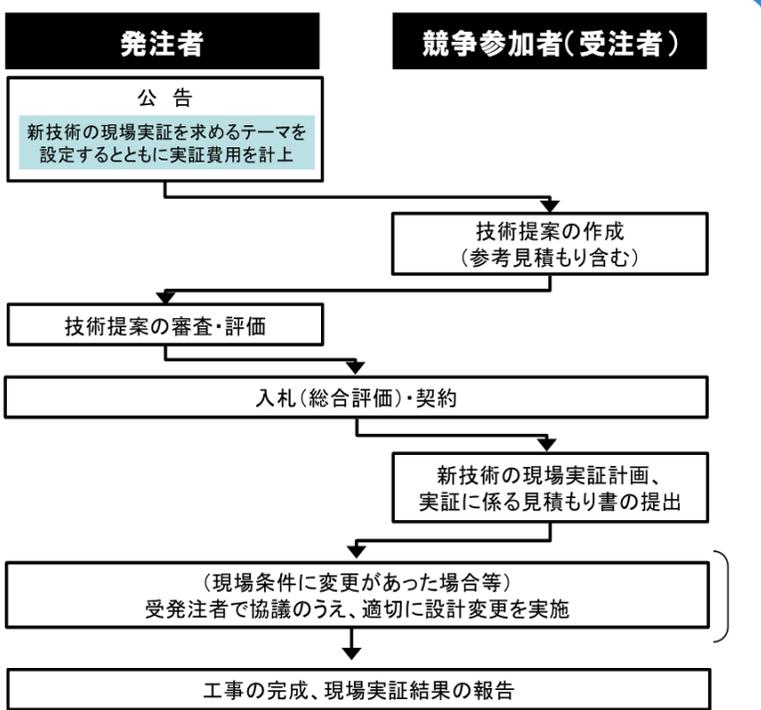
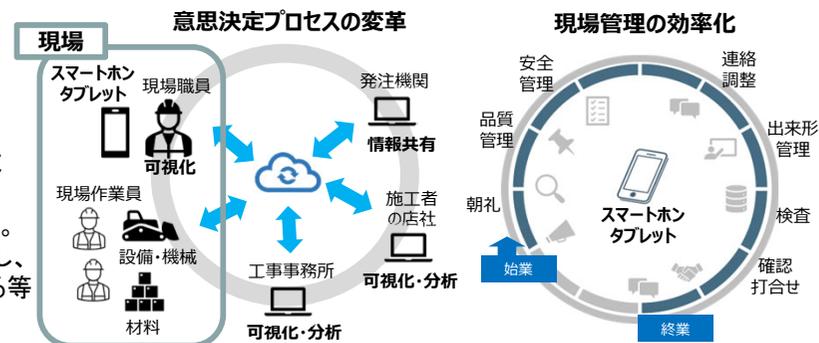
- ・現場管理が効率化され、現場職員の働き方や受発注者のコミュニケーション・意思決定プロセスが大きく変革される。
- ・感染リスクの低減のほか、移動時間などの削減による生産性向上が図られる。

求める  
最新技術

スマートホンやタブレット等の各種情報端末を活用した施工管理技術を公募

#### 最新技術の導入イメージ

- ①現場状況の把握や管理、受発注者のコミュニケーション、安全支援等に携帯端末を活用する。
- ②出来形や品質管理に携帯端末を活用する。
- ③得られたデータをクラウドで一元的に管理し、生産性や品質、安全性の向上に反映させる等



### 【新技術導入促進Ⅱ型の手続きの流れ】

# 4) 受発注者の負担軽減を図る取り組み

## ■ 技術提案評価型、施工能力評価型 [⑫一括審査方式 1/2]

- 競争参加業者の技術提案作成に関する負担や発注者の技術審査に関する負担といった総合評価における技術力審査・評価の効率化が目的
- 競争参加要件等が共通化できる複数の工事について、求める技術資料の提出は1つのみとし、その評価結果を複数の工事の総合評価に活用
- 配置予定技術者は1名のみであるため、最初の工事を落札すると他工事において無効となる。
- 求めるテーマ、施工計画については一括で審査する各工事に共通する項目に限定

### 適用条件

**以下の条件をすべて満たす2以上の工事。**

ただし、分任支出負担行為担当官発注で難易度が低い工事については、イ) から二) までの条件をすべて満たせばよい。

イ) 支出負担行為担当官が同一である工事又は右表に示す各府県ブロック内の工事

ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事

ハ) 工事種別及び等級区分が同じ工事

二) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事

ホ) 求める技術提案のテーマが同一となる工事（施工計画の場合も可）

ヘ) 技術的難易度について今回求めるテーマに関連のある項目の評価が同じ工事

府県ブロック名	事務所名
福井ブロック	福井河川国道事務所(※)
	足羽川ダム工事事務所
	九頭竜川ダム統合管理事務所
滋賀ブロック	滋賀国道事務所(※)
	琵琶湖河川事務所
	大戸川ダム工事事務所
	福知山河川国道事務所
	京都国道事務所
	京都堂繕事務所
兵庫ブロック	兵庫国道事務所(※)
	豊岡河川国道事務所
	姫路河川国道事務所
	六甲砂防事務所
	国営明石海峡公園事務所
大阪ブロック	淀川河川事務所(※)
	大和川河川事務所
	大阪国道事務所
	浪速国道事務所
	猪名川河川事務所
	淀川ダム統合管理事務所
	近畿技術事務所
近畿道路メンテナンスセンター	
奈良ブロック	奈良国道事務所(※)
	紀伊山地砂防事務所
	木津川上流河川事務所
	紀の川ダム統合管理事務所
	国営飛鳥歴史公園事務所
和歌山ブロック	和歌山河川国道事務所(※)
	紀南河川国道事務所

(※)技術審査担当事務所

# 4) 受発注者の負担軽減を図る取り組み

## ■ 技術提案評価型、施工能力評価型 [⑫一括審査方式 2/2]

### <手続の流れ>

複数工事をまとめて1つの公告を行う

工事①、工事②、工事③を1つにまとめて公告

参加希望者は希望する工事に対し申請書を提出する。技術資料はいずれか1つの工事に対してのみ提出すればよい。  
ただし**1つの公告に対し、配置予定技術者は1名のみ**とする。

申請

A者 ①希望 ②希望 ③希望	B者 ①希望 ②希望 ③希望	C者 ①希望 ②希望 ③なし	D者 ①希望 ②希望 ③希望	...
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-----

技術資料の審査をおこなう。  
申請者各々の加算点は、希望された工事すべて同じ点数。

加算点

A者 ①50点 ②50点 ③50点	B者 ①40点 ②40点 ③40点	C者 ①30点 ②30点 ③ —	D者 ①40点 ②40点 ③40点	...
----------------------------	----------------------------	---------------------------	----------------------------	-----

入札を希望する工事のみ札を入れる。

入札価格

A者 ①500 ②200 ③100	B者 ①300 ②300 ③200	C者 ①400 ②300 ③ —	D者 ①500 ②200 ③200	...
----------------------------	----------------------------	---------------------------	----------------------------	-----

評価点例 =  
加算点/入札価格  
× 100  
(40点  
/500×100=8.0)

あらかじめ**入札説明書に示した順番に開札**をおこない、工事ごとに最も評価点の高い者が落札。  
落札者は配置予定技術者の専任が必要なので、今回公告の他工事を**無効**とすることを要件として課す。

工事①  
▽  
工事②  
▽  
工事③

A者 10.0 → 2位	B者13.3 →落札	C者 7.5 → 4位	D者 8.0 → 3位	...
A者 25.0 →落札	B者 無効	C者 10.0 → 3位	D者 20.0 → 2位	...
A者 無効	B者 無効	C者 希望なし	D者 20.0 →落札	...

## 4) 受発注者の負担軽減を図る取り組み

### ■ 技術提案評価型 [⑫一括審査方式 (WTO) ]

- 一括審査方式は、1つの公告に対し、配置予定技術者は1名のみとしている。
  - 配置予定技術者を複数名申請できないため、申請期間中、特定の配置予定技術者が拘束される。
- 『技術提案評価型 (WTO) 』は、配置予定技術者を評価していないので、特定の技術者で申請することの必要性はない。

#### 対象工事

- 対象工事：技術提案評価型 (W T O)

#### 競争参加資格

- 競争参加資格の要件として**配置予定技術者の『同種工事の経験』と『資格』**を求め  
るが、**特定の技術者の申請を必要としない。**

#### 審査

- **入札期限までに配置予定技術者に関する書類を提出**してもらい競争参加資格を審査。  
⇒ 配置予定技術者の**競争参加要件を満たさなければ入札を「無効」とする。**

## 4) 受発注者の負担軽減を図る取り組み

### ■ 技術提案評価型【⑬段階的選抜方式】

- W T O 工事において、受発注者双方の負担軽減を目的として段階的な選抜を行う
- 一次審査において**技術提案の一つを求め8者（通常6者，追加2者）を選抜し**、二次審査ではさらに技術提案を加えて評価を行い、これまで以上に技術競争を重視
- **2者の追加選抜枠**は、非選抜回数と同種工事の受注件数に応じて加点
- 一次提案でオーバースペックが認められた者は非選抜とするなど、オーバースペック対策を厳格化

#### 対象工事

- 工事種別は、W T O 対象工事（一般土木工事）
- 入札参加者が10者以上見込まれる一般土木工事が対象

#### 審査

##### 《一次審査》

- 一次審査は、W L B 関連認定制度の認定有無および技術提案（20点）等で評価
- 技術提案の優れた**上位6者「通常選抜者」**に**2者の「追加選抜者」**を加えた8者を選抜
- 「追加選抜者」による選抜は、非選抜回数と同種工事における受注件数により選抜
- 「通常選抜者」「追加選抜者」それぞれ同点の者が複数いる場合はその全てを選抜

##### 《二次審査》

- 二次審査は、一次審査での「技術提案」評価点に技術提案（40点）を加えた合計点で審査

# 4) 受発注者の負担軽減を図る取り組み

## ■ 技術提案評価型【⑬段階的選抜方式】

- 建設業の労務賃金改善に関する取り組みを推進すべく「労務費見積り尊重宣言」を公表、誓約書を提出した企業に対して加点する試行を実施
- 2050年のカーボンニュートラルに向けて、政府全体で様々な取組が進められているとこととであり、脱炭素社会を目指す中で、インフラ分野の役割も大きく、1次審査の企業評価において「カーボンニュートラルに関する取組実績」を評価

一次審査

分類	評価基準	配点		選抜	
企業の 施工能力	WLB関連認定制度の認定の有無	1	3	6者	
	「労務費見積り尊重宣言」の有無 【試行】	1			
	カーボンニュートラルに関する取組実績 【試行】	1			
技術提案	指定テーマ1 (※2)	20	20		2者
追加選抜枠 (※1)	段階的選抜工事における一次審査での非選抜回数	3	5		
	過去5年間の近畿地整発注における同種工事の受注件数	2			

※1 追加選抜枠は、7位以下の企業に加点

### 「労務費見積り尊重宣言」の有無

競争参加資格申請書及び一次審査に関する資料の提出期限の日に、労務賃金改善に関する取り組みの有無を確認

- ①「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表した事実が確認できる資料を提出
- ②労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書を提出

①②両方を満たす場合のみ加点する。

### カーボンニュートラルに関する取組実績

燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績又はSBT認定取得企業の証明の確認

【評価事例】

- ・低炭素型建設機械燃費基準達成建設機械を用いた工事の実績
- ・企業が設定する温室効果ガス排出削減目標を認定機関が認めたもの

二次審査

技術提案	指定テーマ1 (※2)	20	65
	指定テーマ2	40	
賃上げ評価		4	
WLB関連認定制度の認定の有無		1	

※2 一次審査の評価結果をそのまま準用

# 段階選抜方式における補足説明【同点者の取り扱い】

- 一次審査は、2つある指定テーマのうち1つの技術提案を求めて上位6者【通常選抜者】を選抜
- 非選抜者のうち非選抜回数等を加えた評価点の上位2者を【追加選抜者】として選抜
- 【通常選抜者】の6者目、【追加選抜者】の2者目の**評価点と同点の者が複数いる場合、その全てを選抜者として選定する。**

## ①一次審査【通常選抜者】の選定

No.	企業名	【通常選抜者】		選抜・非選抜
		評価点 (最大23点)※1	順位 (上位6者)	
1	A	14.75	1	選抜【通常選抜】
2	B	13.50	2	選抜【通常選抜】
3	C	13.50	2	選抜【通常選抜】
4	D	13.50	2	選抜【通常選抜】
5	E	12.50	5	選抜【通常選抜】
6	F	12.25	6	選抜【通常選抜】
7	G	12.25	6	選抜【通常選抜】
8	H	12.25	6	選抜【通常選抜】
9	I	11.25	9	非選抜(追加選抜審査へ→)
10	J	11.25	9	非選抜(追加選抜審査へ→)
11	K	11.25	9	非選抜(追加選抜審査へ→)
12	L	11.25	9	非選抜(追加選抜審査へ→)
13	M	11.00	13	非選抜(追加選抜審査へ→)
14	N	11.00	13	非選抜(追加選抜審査へ→)
15	O	10.00	15	非選抜(追加選抜審査へ→)
16	P	10.00	15	非選抜(追加選抜審査へ→)
17	Q	10.00	15	非選抜(追加選抜審査へ→)
18	R	8.75	18	非選抜(追加選抜審査へ→)
19	S	8.75	18	非選抜(追加選抜審査へ→)
20	T	8.75	18	非選抜(追加選抜審査へ→)

同点の者が複数いる場合は  
全て選抜

追加点(非選抜回数及び受注件数)による  
繰り上がり

## ②一次審査【追加選抜者】の選定

No.	企業名	【通常選抜者】		【追加選抜者】			選抜・非選抜
		①評価点 (最大23点)※1	順位 (上位6者)	②追加点 (最大5点)	評価点【①+②】 (最大28点)※2	順位 (上位2者)	
1	A	14.75	1				選抜【通常選抜】
2	B	13.50	2				選抜【通常選抜】
3	C	13.50	2				選抜【通常選抜】
4	D	13.50	2				選抜【通常選抜】
5	E	12.50	5				選抜【通常選抜】
6	F	12.25	6				選抜【通常選抜】
7	G	12.25	6				選抜【通常選抜】
8	H	12.25	6				選抜【通常選抜】
13	M	11.00	13	4.0	15.00	1	選抜【追加選抜】
15	O	10.00	15	4.0	14.00	2	選抜【追加選抜】
16	P	10.00	15	4.0	14.00	2	選抜【追加選抜】
9	I	11.25	9	2.0	13.25	4	非選抜
11	K	11.25	9	2.0	13.25	4	非選抜
12	L	11.25	9	2.0	13.25	4	非選抜
18	R	8.75	18	4.0	12.75	7	非選抜
19	S	8.75	18	4.0	12.75	7	非選抜
14	N	11.00	13	1.0	12.00	9	非選抜
17	Q	10.00	15	2.0	12.00	9	非選抜
20	T	8.75	18	3.0	11.75	11	非選抜
10	J	11.25	9	0.0	11.25	12	非選抜

同点の者が複数いる場合は  
全て選抜

【通常選抜者】以外の非選抜者のうち、**非選抜回数および受注件数**による点数等を加えた合計値の上位2者を【追加選抜者】として選抜

- 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した●●工事のうち、段階的選抜方式で発注した工事において、競争参加申請を行い非選定となった回数に応じて以下の①から④に示す基準により加算点を与える。
- 平成27年度から公告日までに一次審査結果の通知がなされた工事を対象とする。
- なお、公告日と同日付けで一次審査結果の通知がされた場合、非選抜回数の計上対象とする。

①非選抜回数が0回：0点    ②非選抜回数が1回：1点    ③非選抜回数が2回(連続)：2点    ④非選抜回数が3回以上(連続)：3点

※一次審査で選抜された段階で以前の**非選抜回数は0回**となる。← **選定されると非選抜回数をリセット**

また、一括審査工事での非選抜回数は、一括審査で対象としている工事のうち、参加申請を行った工事件数を非選抜回数に計上します。

なお、次にあげる段階的選抜方式の競争参加申請を行った回数は、選抜・非選抜回数に計上しないものとします。

- ①他工種での競争参加申請    ②参加資格の確認において「競争参加資格なし」となった場合

**例**

《一次選抜での非選抜回数(トンネル工事)》

年度	H27			H28		H29		非選定回数	適用
	12月	7月	9月	11月		9月	12月		
件名	Bトンネル工事	Cトンネル工事	Dトンネル工事	Eトンネル工事外1件(一括審査)	Fトンネル工事	Gトンネル工事	Hトンネル工事		
A社	選抜	不参加	非選抜	非選抜②		不参加	選抜	0	H29.12の選抜以降の非選抜回数を計上
B社	不参加	不参加	不参加	選抜		非選抜	不参加	1	H28.11の選抜以降の非選抜回数を計上
C社	非選抜	非選抜	選抜	非選抜①	申請なし	資格なし	非選抜	2	H28.9の選抜以降の非選抜回数を計上 「Eトンネル工事外1件」は非選抜回数を1回計上
D社	不参加	選抜	選抜	非選抜②		不参加	非選抜	3	H28.9の選抜以降の非選抜回数を計上 「Eトンネル工事外1件」は非選抜回数を2回計上

《一次選抜での非選抜回数(他工種工事がある場合)》

年度	H28		H29			非選抜回数	適用
	9月	11月	7月	10月	12月		
件名	Iトンネル工事	Jトンネル工事	Kトンネル工事	X下部工事	Lトンネル工事		
E社	非選抜	非選抜	選抜	(非選抜)	非選抜	1	H29.7の選抜以降のトンネル工事の非選抜回数を計上 (下部工事は工種が異なるため計上しない)
F社	選抜	非選抜	不参加	(選抜)	非選抜	2	H28.9の選抜以降のトンネル工事の非選抜回数を計上 (下部工事は工種が異なるためリセットしない)

【通常選抜者】以外の非選抜者のうち、**非選抜回数および受注件数**による点数等を加えた合計値の上位2者を【追加選抜者】として選抜

- 過去5年間に元請として完成した**同種工事を主たる工事として含む工事**の受注件数に応じて、以下の①から③に示す基準により加算点を与える。
  - ただし、発注機関・規模は、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）で発注した工事で、政府調達協定対象工事（WTO工事）を対象とする。
- ①受注件数が2件未満：2点      ②受注件数が2件以上4件未満：1点      ③受注件数が4件以上：0点

## 《受注件数の抽出》

- 過去5年間の受注件数の抽出は**CORINS**にて行います。
- 抽出方法は当該工事の主たる工種(トンネル・改良・橋梁下部・橋梁上下部等)に応じて「工種、工法・型式」の項目において、**右表に示す各工種毎の選定項目により抽出**します。
- したがって、抽出結果の中には、抽出条件に示した工事の割合が非常に少ない場合もあります。
- その場合、関連資料(様式・工事費内訳書など)を提出していただき、主たる工種でないことが確認できた場合は、過去5年間の受注件数に計上しないこととします。

## 工種毎の選定項目一覧

	工 種	工 法 ・ 型 式	備 考
トンネル(NATM)	トンネル工事	① NATM、矢板トンネル、TBM	左記に記載の工種及び工法・型式を含む工事を抽出
築 堤	築堤工事	① 築堤工	左記に記載の工種及び工法・型式を含む工事を抽出
浚 渫	浚渫・床掘工事	① 浚渫工	左記に記載の工種及び工法・型式を含む工事を抽出
道路改良	土工事	① 掘削又は切土工 ② 盛土又は埋戻し工	左記に記載の工種及び工法・型式の <b>いずれか</b> を含む工事を抽出
橋梁下部	コンクリート構造物工事	① 橋梁下部工 ② フーチング工	左記に記載の工種及び工法・型式の <b>いずれか</b> を含む工事を抽出
橋梁上下部	コンクリート構造物工事	① 橋梁下部工 ② 鉄筋コンクリート橋	左記に記載の工種及び工法・型式の <b>どちらも</b> 含む工事を抽出

## 【参考例】

- ① ○○道路△△橋下部工事について段階的選抜方式で発注
- ② 各競争参加者の過去5年間の受注件数を「**工種:コンクリート構造物工事**」「**工法・型式:橋梁下部工**」で抽出
- ③ 抽出結果の中にトンネル工事の坑口付近の橋台工を含んだ「○○道路▲▲**トンネル工事**」も含まれていたが、工事費内訳書ではトンネル工事が約8割で**橋梁下部工は約1割**であり、主たる工種でないため、様式6及び入札時に提出した工事費内訳書を提出
- ④ 提出資料により主たる工種でないことが確認できたので、受注件数に計上しないこととした。

## 《主たる工種でないことの判断》

- ① CORINSで抽出した過去5年間の工事の内、主たる工種ではない工事については、様式6及び当初の入札時に提出された工事費内訳書により確認します。
- ② **提出された資料に記載の無い工事については、過去5年間の受注件数に計上します。**
- ③ 主たる工種ではない工事の判断については、工事費内訳書により判断しますので、最終変更で増減があっても入札時に提出された工事費内訳書で主たる工種と判断される場合は過去5年間の受注件数に計上します。
- ④ 主たる工種については、工事費内訳書の工事区分毎の**直接工事費の割合が最大である工事区分を主たる工種**として判断します。
- ⑤ 主たる工種と工事区分の関係は右表のとおりです。

## 《主たる工種と工事区分の関係(主なもの)》

主たる工種	工事区分
トンネル(NATM)	・トンネル(NATM)
築堤	・築堤・護岸
浚渫	・浚渫(河川)
道路改良	・道路改良
橋梁下部	・橋梁下部
橋梁上下部	・橋梁下部 ・コンクリート橋上部 ※上記の全ての工事区分を対象とする

## 《事例：主たる工種が「道路改良」の場合》

CORINSで以下の工種、工法・形式により抽出した結果、2工事(A工事、B工事)が抽出された。

**工種：土工事**

**工法・形式：①掘削又は切土工または②盛土又は埋戻し工**

- ① これら2工事の入札時の工事費内訳書は右表のとおりであった。
- ② A工事では「道路改良」の割合は**83%**で他の工事区分と比べ最大の割合となっており「道路改良」が**主たる工種と判断**
- ③ B工事では「道路改良」の割合は**33%**で他の工事区分の「橋梁下部」の割合**66%**より小さいため「改良」は**主たる工種でない**と判断

### 《工事費内訳書(例)》

		A工事		B工事	
工事区分	工種	金額	割合	金額	割合
道路改良		280,000,000	82.8%	100,000,000	32.5%
	道路土工	50,000,000		20,000,000	
	法面工	80,000,000		30,000,000	
	擁壁工	150,000,000		50,000,000	
舗装		5,000,000	1.5%	5,000,000	1.6%
	舗装工	5,000,000		5,000,000	
橋梁下部		53,000,000	15.7%	203,000,000	65.9%
	道路土工	3,000,000		3,000,000	
	橋台工	50,000,000		50,000,000	
	橋脚工	0		150,000,000	
<b>直接工事費</b>		<b>338,000,000</b>	<b>100.0%</b>	<b>308,000,000</b>	<b>100.0%</b>

## 《CORINSによる対象工事の抽出方法》

※以下の手順に従い対象工事を抽出

◎同工種工事の受注件数

竣工登録	竣工登録されている実績が対象
請負金額	政府調達協定対象工事（WTO工事）
工 期	過去5年間の工事
発注機関	近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）
受注形態	JVで受注した工事についてはJVの出資比率により按分した受注件数を計上する ※ex. 出資比率30%で受注した同工種工事の場合、《1件×30%=0.3件》を計上
工種、工法・型式	別表－1のとおり

●別表－1

	工 種	工 法 ・ 型 式	備 考
トンネル(NATM)	トンネル工事	①NATM、矢板トンネル、TBM	左記に記載の工種及び工法・型式を含む工事を抽出
築 堤	築堤工事	①築堤工	左記に記載の工種及び工法・型式を含む工事を抽出
浚 渫	浚渫・床堀工事	①浚渫工	左記に記載の工種及び工法・型式を含む工事を抽出
道路改良	土工事	①掘削又は切土工、②盛土又は埋戻し工	左記に記載の工種及び工法・型式の <b>いずれか</b> を含む工事を抽出
橋梁下部	コンクリート構造物工事	①橋梁下部工、②フーチング工	左記に記載の工種及び工法・型式の <b>いずれか</b> を含む工事を抽出
橋梁上下部	コンクリート構造物工事	①橋梁下部工、②鉄筋コンクリート橋	左記に記載の工種及び工法・型式の <b>どちらも</b> 含む工事を抽出

- 建築工事（A等級）において、受発注者双方の負担軽減を目的として段階的な選抜を行う
- 一次審査は、「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の能力」により10者に絞り込み、二次審査において技術提案を求める

## 対象工事

- 工事種別は、原則、建築工事（A等級）の工事

## 審査

- 一次審査として、「施工能力評価型」の評価項目である「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の能力」を採用。なお、「施工能力等」は一次審査のみとし、一次審査の評価点は二次審査では採用しない。

※外国籍企業は競争参加資格のみ審査を行い、妥当と判断された場合、選抜者とする。

分類	評価項目	評価基準	配点	評価点	
施工能力等	企業の施工能力	同種性の高い施工実績（過去15年）	13	20	30
		同種工事の実績の工事成績評定（過去15年）	6		
		WLB関連認定制度の認定の有無	1		
	配置予定技術者の能力	同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験（過去15年）	3	10	
		同種性の高い施工経験（過去15年）	4		
		同種工事の経験についての工事成績評定（過去10年）	3		

- 二次審査として、通常の「技術提案評価型」による技術提案（1～2テーマ）とその他2項目による評価を採用。

<2テーマの場合>

分類	評価項目	配点	加点
技術提案	指定テーマ1	40	60
	指定テーマ2	20	
賃上げ評価		4	
WLB関連認定制度の認定の有無（※）		1	

<1テーマの場合>

分類	評価項目	配点	加点
技術提案	指定テーマ1	60	60
賃上げ評価		4	
WLB関連認定制度の認定の有無（※）		1	

（※）一次審査の評価結果をそのまま準用

# 5) 不調・不落対策を図る取り組み

## ■ 施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）〔社会条件に配慮した工事〕

- 不調・不落対策として、社会的制約条件に配慮すべきと指定する工事は公告文・入札説明書に「**社会条件に配慮した工事**」である旨を宣言して発注
- 当該工事を完成させた企業は発注者から履行証明書を発行、**次回以降の発注工事において総合評価の加点評価を実施**

### 対象工事

- 工事種別は、全種別のうち右表に該当する工事が対象  
**（公告文、入札説明書にて明記される工事）**
- 工事難易度は、問わない
- 工事の規模は、施工能力評価型で発注する分任官工事

### 総合評価（次回以降）

- 「社会条件に配慮した工事」の実績件数に応じて、次回以降の総合評価に加点対象
- 履行証明書の有効期間は、**工事成績評定通知日から3年間有効（工事成績評定通知日を含む）**

### 社会的条件が制約され厳しい条件の対象工事

項目	評価対象事項(代表的事項等)
①地中障害物	<b>地下埋設物等</b> の地中内の作業障害物
②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中 <b>道路・架空線・建築物等の近接物</b>
③騒音・振動	周辺住民等に対する <b>騒音・振動の配慮</b>
④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の <b>作業スペースの制約</b>
⑥現道作業	現道上での <b>交通規制を伴う作業</b>
⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等

## 6) 地域課題における独自の取組(自由枠)の設定

- 【自由枠の設定】** ● 地域独自の取組み課題を解決するため、「自由枠」として評価枠を設定 ※営繕工事、土木営繕工事除く

### □ 地域毎の取組み課題を「自由枠」として評価

選定項目	評価基準	配点
自由枠	(設定例) ・ 現場見学会の開催実績 ・ インターンシップ等の受け入れ実績 ・ ICT活用 など	最大2点

\* 地域や工事内容により評価内容が異なるため、各工事の公告資料を確認すること

### 【設定例】

選定項目	評価基準	配点
自由枠	下記内容の平成30年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した工事実績の有無。  ①施工箇所が点在する工事の実績の有無 ②雪寒地域での工事の実績の有無 ③海岸工事の実績の有無 ④見積依頼書で契約した工事の実績の有無 ⑤災害復旧工事の実績の有無  2件以上の場合は2点、1件の場合は1点、実績がない場合は0点。 なお、1工事で下記①から⑤の実績が重複しても1件として評価する。 ①～④発注機関は、●●事務所のみ	最大2点

## 現場見学会の開催実績

少子高齢化に伴う労働人口の減少により、建設業の担い手が不足している。担い手確保のためには、次世代を担う若者に建設業の役割を理解していただき、建設業への関心を高めることが必要である。そのため、これらの目的に寄与すると考えられる現場見学会の開催実績を評価する。

### 評価方法

- 当該工事の入札参加者が単独又は共同企業体構成員として受注した工事において、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学の教育機関を対象に参加者が10名以上の現場見学会を開催した実績がある場合に限り加点する。
- 過去3年間に開催実績があれば評価する。
- 同一工事で複数の開催実績がある場合は累積しない。ただし、異なる工事であれば累積する。

### 確認方法

- 工事名、開催日時、企業名、教育機関及び教育機関からの参加人数が判る資料、現場見学会で配布した説明資料及び開催状況写真等の資料を添付すること。
- 申請者が共同企業体の場合は各構成員も提出すること。

### ○ 評価項目と評価項目別配点

分類	評価項目	配点
施工能力等	同種性の高い施工実績	4
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	4
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰	最大3
	有用な新技術の活用	最大1(2)
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》
	現場従事技能者の配置	最大3(-)
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	
	ISO9000シリーズ認証取得	- (1)
	地域内工事の実績	3
	災害協定の締結	- (1)
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	1
	災害活動に対する表彰	最大2
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3
	<b>地域課題における独自の取組(自由枠)</b>	<b>最大2</b>
術配置の予定能力	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	3
	同種性の高い施工経験	3
	同種工事の経験についての工事成績評定	5
	技術者表彰	2
	継続学習制度(CPD)	2
	《舗装施工管理技術者資格》	《2》

※1：企業の施工能力欄の( )内は、現場従事技能者の対象工種がない場合

※2：企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載

※3：配置予定技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

評価項目	配点
賃上げの実施を表明した企業等	3
WLB(ワークライフバランス)関連認定制度で認定された企業等	0.5※4

※4 一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級の場合：1点、それ以外の場合：0.5点

## ■ 技術提案評価型

- 令和元年の品確法の改正により、発注者・受注者の責務として**情報通信技術の活用等による生産性向上**や、国等の責務として**公共工事の目的物の適切な維持管理に取り組む事**について規定された
- このため、指定テーマにおける技術提案の最大4提案の内1提案は「情報通信技術の活用等による生産性向上の提案」や「公共構造物の維持管理についての容易性」について提案を求める

### 対象工事

技術提案評価型S型で発注する工事のうち、以下の条件のいずれかに当てはまるものを対象に行う。

- ・ 入札参加者が多く見込まれる工事
- ・ 同一工種の施工量が大きいなど生産性向上の効果が大きいと想定される工事

### 求める提案

#### ● 生産性向上に関する提案

- ・ 施工の効率化、省力化に関する技術提案
  - ・ 労働環境の改善に関する技術提案
  - ・ 情報通信技術（ICT）の活用による生産性向上に関する技術提案
- のいずれかに資する提案として求める。

#### ● 公共構造物の適切な維持管理についての容易性

目的物の適切な点検、診断、維持に資する施工の工夫について提案を求める

### 配点

- 配点については従来通りとする

## 7) 品確法改正を踏まえた指定テーマ設定の試行

### ■ 施工能力評価型（I型）

- 令和元年の品確法の改正により、発注者・受注者の責務として情報通信技術の活用等による生産性向上や、国等の責務として公共工事的目的物の適切な維持管理に取り組む事について規定された
- 提出を求める施工計画書において、施工の効率化や新技術の活用による生産性向上についても記述を求める

#### 対象工事

施工能力評価型 I 型で発注する発注者指定型のICT活用工事

#### 求める提案

- 生産性向上に関する提案

本工事を円滑かつ的確に実施するにあたり、現場状況、気象条件、周辺環境等の制約となる技術的な課題を整理し、特に重要と思われる留意点を2項目記述すること。

加えて、下記のいずれか1項目を記述すること。

- ・ ICT活用工事における実施内容について生産性向上の取組
- ・ ICT活用工事における実施内容以外で施工の効率化や新技術の活用

#### 配点

- 標準タイプと同様に可・不可で評価

## 4. (参考)令和7年度からの変更点

本資料は、総合評価落札方式においてR6年度からR7年度に変更される主な内容を説明したものです、なお、変更点の概要を示したものであり、詳細な評価方法等は、入札説明書等の工事公告資料をご確認ください。

## 4. (参考) 令和7年度からの変更点

### 総合評価落札方式における評価基準等の見直し

1. 新たな試行タイプの新設  
自治体実績評価タイプ（若手・女性技術者評価型）の新設（P48,49参照）
2. 新たな取り組み  
若手技術者に対する表彰制度の新設（令和7年度完了工事・業務を対象に、令和8年度表彰から適用）  
S型（技術向上提案型）の新設（令和7年度試行予定）
3. 評価方法の見直し  
WLB認定制度による加点の拡大（令和7年度4月1日公告工事より適用）
4. その他  
受発注者の負担軽減を図る取り組みの拡大（令和7年度4月1日公告工事より適用）

## 4. (参考) 令和7年度からの変更点

### 若手技術者に対する表彰制度の新設

#### 【目的】

将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業が求められる中、地域の安心・安全を守るうえで、建設業の担い手確保は喫緊の課題であるとともに、魅力ある産業とするための施策として、この度「若手技術者表彰」制度を創設することとした。  
(令和7年度完了工事・業務を対象に、令和8年度表彰から適用)

#### 【概要】

- 公告日等の時点において40歳以下の技術者のうち、工事においては現場施工に従事した監理(主任)技術者で、業務においては管理(主任)技術者又は主任担当者を対象に、優秀な成績を修めた者の中から表彰する。

## S型（技術向上提案型）の新設

### 総合評価落札方式 技術提案評価S I 型(仮称)について 国土交通省

#### 発注関係事務の運用に関する指針改正案

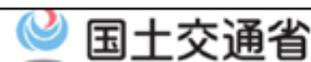
工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等を採用するよう努める

- 発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上(総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む)が期待される工事を対象に適用。
- 仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- 提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

	施工能力評価型		技術提案評価型				
対象工事	技術的工夫の余地が少ない工事		技術的工夫の余地が大きい工事				
技術提案内容	II型	I型	SII型 (現行S型)	SI型 (試行)	AIII型	AII型 ※A型再整理	AI型
評価方法	簡易な施工計画を可・不可の二段階で評価		施工上の特定の課題等に対する工夫等	簡易な施工計画	工事目的物の設計変更や高度な施工技術等		
予定価格	企業・技術者の能力等(実績)を点数評価		技術提案を点数評価				
	標準案に基づき作成		技術提案に基づき作成				

## S型（技術向上提案型）の新設

### 技術提案評価S I型(仮称)の進め方(案)



○令和7年度からの試行開始を目標に、具体の運用の検討や対象工事の選定等を実施

#### ● 想定している設定テーマ例

発注者において標準的な仕様（案）を設定できる工事の中で、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上（総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む）が期待されるテーマとして、以下の例を参考に各工事で設定。

- 1) 工期延期のリスク回避（施工性の高い工法への変更）
- 2) 安全性の向上（交通渋滞・交通事故発生防止、作業員の危険防止）
- 3) 構造物の新設時における、点検困難箇所への維持管理性の高い工法等の採用
- 4) カーボンニュートラルに資する工法等の採用 ※脱炭素化への寄与の程度の評価手法は別途策定

#### ● 発注方法イメージ

- 提案には「技術向上提案の実施にかかる概算費用」を記載いただく一方、入札金額には当該提案に要する費用を含めず当初仕様で入札する。
- 発注者は、技術向上提案について「適格性」「実現性」等の観点から評価し、技術点の一部として総合評価の点数に加算
- 当該技術向上提案を採用するか否かは、第三者委員会に諮った上で発注者が決定
- 発注者が採用を決定した技術向上提案については、当初契約後に発注者指示の契約変更（増額）を行い、受注者には当該提案内容の履行義務が生じる

※詳細については現在検討中のため、今後変わります

16

# 4. (参考) 令和7年度からの変更点

## ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点する取り組みの拡大

### ○経緯

平成28年3月22日に「すべての女性が輝く社会づくり本部」で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組としてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組を開始。

### ・これまでの変遷と今後の予定

平成30年度～：一般土木工事・建築工事A等級の工事を対象に、段階的選抜方式を適用する総合評価落札方式で実施

令和6年1月～：加点対象を一般土木工事、建築工事A・B等級、  
技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約まで拡大

令和7年4月～：総合評価落札方式及び企画競争方式(プロポーザル方式を含む)における全ての工事・業務に対象を拡大

○適用開始日 令和7年4月1日以降に契約手続きを開始する工事・業務

○対象範囲 総合評価落札方式及び企画競争方式(プロポーザル方式を含む)における全ての工事・業務

### ○評価基準・配点

番号	等級・業種など	評価基準	配点
1	一般土木工事A等級・B等級及び建築工事A等級・B等級の工事、技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ※1</li> </ul>	1点
2	1以外の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準) くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) トライくるみん・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) ※2</li> </ul>	0.5点
3	1以外の建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業) ※3</li> </ul>	0.5点

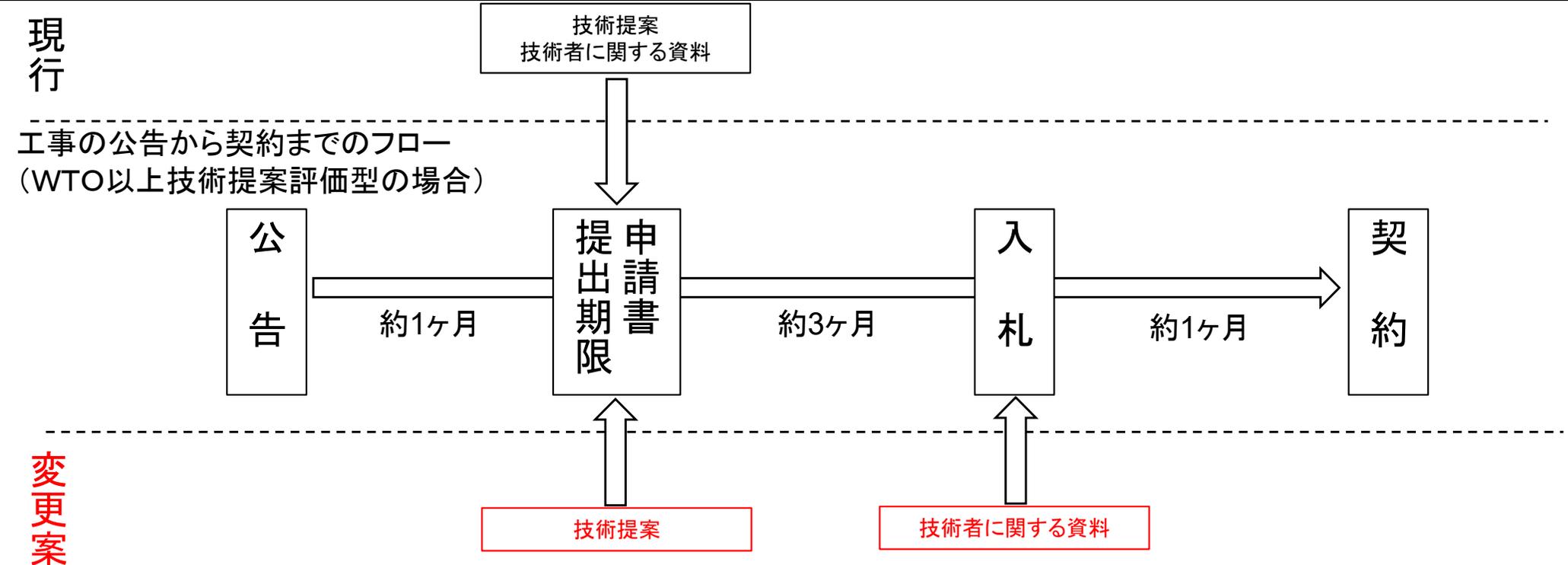
※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

# 4. (参考) 令和7年度からの変更点 (受発注者の負担軽減を図る取り組みの拡大)

- 令和5年度よりWTO以上の一括審査方式工事を対象に配置予定技術者を入札時に申請する方式を試行。
- 負担軽減の推進及び昨今の技術者不足への対応を目的に試行対象の工事をWTO以上の一括審査方式に加え、一括審査ではないWTO以上の一般土木工事まで拡大。
- 入札期限までに配置予定技術者を申請することとし、申請可能な人数は1名のみとする。



対象工事	技術提案評価型 (W T O)
競争参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 競争参加資格の要件として<b>配置予定技術者の『同種工事の経験』と『資格』</b>を求めるが、<b>特定の技術者の申請を必要としない。</b></li> </ul>
審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>入札期限までに配置予定技術者に関する書類を提出</b>してもらい競争参加資格を審査。</li> <li>⇒ 配置予定技術者の<b>競争参加要件を満たさなければ入札を「無効」とする。</b></li> </ul>
適用開始	令和7年4月1日以降公告工事から開始予定

H30. 8. 8	段階的選抜方式における補足説明(3/3) 同工種工事の受注額の合計金額及び、同工種工事の受注件数の受注形態欄について修正  【旧】特定JVで受注した工事については対象外とする ↓ 【新】JVで受注した工事については、出資比率で按分した金額、件数を計上する
H31. 3. 12	週休2日促進型、ICT工事促進型、担当技術者評価型の追加 技術提案のオーバースペックへの対応の見直し 建築工事の段階的選抜方式の運用 営繕工事における工事実績・工事経験の評価方法の変更 営繕チャレンジ型の適用範囲の拡大
R2. 1. 17	評価項目における配点見直し 社会条件評価型の追加
R2. 3. 11	段階的選抜方式の見直し 技術提案のオーバースペックへの対応の見直し
R2. 5. 14	施工能力確認型の追加
R2. 8. 1	電通チャレンジ型(通信設備工事)の評価方法の変更
R3. 4. 1	標準項目として社会条件評価・自由枠を追加、試行工事の見直し
R4. 4. 1	加算点として「賃上げの実施を表明した企業等」の追加 標準項目の評価内容見直し、試行工事の見直し
R5. 4. 1	施工計画を可/不可による二段階評価へ変更 SⅢ型の新設
R5. 8. 1	建築工事の段階的選抜方式の運用の追加

R6. 4. 1

- ・電通チャレンジタイプ(電気設備工事)の新設
- ・自治体実績評価タイプの評価方法の変更
- ・表彰の評価対象を追加インフラDX大賞(本省)
- ・WLB認定制度による加点の拡充
- ・企業の施工能力における「自由枠」の評価対象の拡充

R7. 4. 1

- ・自治体実績評価タイプ(若手・女性技術者評価型)の新設
- ・WLB認定制度による加点拡充
- ・配置予定技術者を入札時に申請する方式の拡大(WTO以上の一般土木まで拡大)